

第52回 佐用町議会〔定例〕会議録 （第4日）

平成24年9月25日（火曜日）

出席議員 (17名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	岡 本 義 次	4番	敏 森 正 勝
	5番	金 谷 英 志		
	7番	井 上 洋 文	8番	笹 田 鈴 香
	9番	高 木 照 雄	10番	山 本 幹 雄
	11番	大 下 吉 三 郎	12番	岡 本 安 夫
	13番	矢 内 作 夫	14番	石 黒 永 剛
	15番	山 田 弘 治	16番	鍋 島 裕 文
	17番	平 岡 き ぬ ゑ	18番	西 岡 正
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (1名)	9番	高 木 照 雄		
		※午後1時15分より入場		
早退議員 (1名)	9番	高 木 照 雄		
		※午前11時より退場		

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	船 曳 覚	書 記	尾 崎 基 彦
	書 記	高 橋 真 弓		
説明のため出席 した者の職氏名 (20名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	坪 内 頼 男
	教 育 長	勝 山 剛	総 務 課 長	鎌 井 千 秋
	企画防災課長	平 井 隆 樹	税 務 課 長	橋 本 公 六
	住 民 課 長	梶 生 隆 弘	健康福祉課長	森 下 守
	農林振興課長	茅 原 武	商工観光課長	横 山 芳 己
	建 設 課 長	上 野 耕 作	上下水道課長	小 林 裕 和
	生涯学習課長	和 田 進	天文台公園参事	安 本 泰 二
	上月支所長	岩 本 弘 美	南光支所長	上 谷 和 之
	三日月支所長	塚 崎 康 則	会 計 課 長	前 澤 敏 美
	消 防 長	敏 蔭 将 弘	教 育 課 長	坂 本 博 美
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

日程第1. 一般質問

午前10時00分 開議

議長（西岡 正君） 皆さん、おはようございます。

昨日に引き続き早朝よりお揃いでご出席を賜り、誠にありがとうございます。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、高木議員のほうから11時から12時までの間、治療のために退席ということで届けをいただいておりますし、許可をいたしております。よろしく申し上げます。

それでは、直ちに日程に入ります。

日程第1. 一般質問

議長（西岡 正君） 日程第1は、昨日に引き続き一般質問及び答弁を行います。

通告に基づき順次議長の私より指名をいたします。

まず初めに、17番、平岡きぬゑ君の発言を許可します。

〔17番 平岡きぬゑ君 登壇〕

17番（平岡きぬゑ君） おはようございます。

私は、2項目について、質問を行います。

1項目目は、住宅改修制度の充実を求める件、2項目目に生活保護制度の利用についてを質問したいと思います。

まず、最初にこの場からは、1項目目、住宅改修制度の充実を求める件について、一般質問を行います。

住宅リフォーム助成制度について、その1、住宅リフォーム助成制度は、地元中小業者の仕事確保と地域経済の活性化につながると住民からも喜ばれ、各地にその制度が広がっています。西播地域では、福崎・相生・赤穂で実施されております。

今年、3月議会の一般質問で、鍋島議員が、香美町での住宅リフォーム事業は、産業活性化緊急支援事業として取り組んでいると質したのに対し、町長は、そういうものであれば公金支出に問題ないと答弁されました。その後、住宅リフォーム助成制度の実施について、前向きな検討は行われているのかどうかをお伺いいたします。

2つ目に、人生80年いきいき住宅助成事業についてお伺いいたします。

兵庫県は、現在4つのタイプの事業を実施して、助成をしております。佐用町では、一般型が実施されておられません。合併前には実施されていた事業です。合併後も暫くありましたけれど、復活すべきではないでしょうか。町長の見解を伺います。

旧町時、一般型、対象世帯に60歳以上の高齢者がいる場合が実施されておりましたが、現在、廃止されております。なぜ、廃止されたのか、その理由をお聞かせください。

その2に、県の制度を佐用町で復活するべきだと考えますが、問題はありますか。

以上、よろしくご回答申し上げます。

議長（西岡 正君） はい、それでは、答弁願います。はい、町長。

町長（庵途典章君） おはようございます。本日もどうぞ、よろしくお願い申し上げます。

それでは、まず、平岡議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

まず最初の、住宅改修制度の充実を求めるということでの1点目、住宅リフォーム助成制度につきましては、第49回3月議会におきまして、鍋島議員よりご質問があり、その後、前向きな検討が行われているのかということでございますが、検討いたしました。今すぐに、福崎町や相生市のような制度を佐用町として取り入れる考えはございません。

従来から申し上げますように、一般的な住宅改修につきましては、それぞれの住宅、個人財産であり、どの程度の改修が必要とするか。また、個人個人の考え、価値観が違いますから、住宅改修につきましては、個人で改修していただくのが原則であるというふうに考えておりますので、通常の改修につきましては、公的補助制度として取り組むべき事業ではないというふうに判断をしております。

ただ、一方ですね、地域の、地元の建設業者の方の仕事の確保。また、地域の活性化という点について、これは、町としても大事な課題だというふうに考えております。

ただ、このことにつきましてはですね、行政の目的と、行政が取り組むべき目的とあいまった中で、考えることが必要ではないかというふうに思っております。

ますます、高齢化が進む中で、誰もが自分の家で、安全に自立して生活するためには、どうしても、住宅のバリアフリー化などが、これは必要不可欠な課題だというふうに考えます。そういう改修ができればですね、自分の自宅で長く安全にまた、自立して生活することができる。そのことが、医療費の削減、また、介護費用の軽減にもつながるのではないかと、いうふうにも考えます。そのための住宅改修につきましてはですね、今後とも、幅広くですね、考えて推進していく必要があるというふうに認識をいたしております。

現在の、そういう制度につきましては、まずは、高齢者や障害を持たれる世帯等の住宅改修につきまして、県の人生80年いきいき住宅助成制度や本町の障害者等住宅改修費給付事業の、まず、制度に適用される方は活用いただきたいと考えております。

更にですね、次のご質問にもございます、この制度の中での一般型というもの、こういうものの制度をですね、私は、改めてですね、柔軟に、幅広く使えるようにですね、考えていって、住宅の、この住みやすい、高齢者でも住みやすい住宅を、今後、事前に準備していくという、そういう取り組みも必要かというふうに考えております。

次に、今、少し答弁させていただきましたけれども、その人生80年いきいき住宅助成事業についてのご質問で、まず最初の、一般型がなぜ廃止されたのかというご質問でございます。

人生80年いきいき住宅助成事業につきましては、高齢者や障害者の皆さんが、住みなれた住宅で安心して健やかな生活が送れるように、住宅のバリアフリー改修工事に要する費用の一部を助成し、福祉の増進を図ることを目的とした事業でございます。

この事業は、平成5年に制定をされました兵庫県福祉のまちづくり条例を受けて、平成7年に県の要綱として、人生80年いきいき住宅助成事業実施要綱が制定をされました。その後本町におきましても、合併前の旧町ごとに事業実施要綱が制定され、平成17年の合併時に、新佐用町としての要綱として、新たに制定したものでございます。

合併当時の要綱では、満60歳以上の方が居住する世帯で、所得制限や必須工事など一定の条件を満たせば、対象工事費の3分の1の助成が受けられる住宅改造一般型の制度として設けておりました。

しかしながら、この一般型は、改造箇所や必須の工事を取り入れる等の条件がございま

すので、合併前の旧町において、要綱設置以降の利用状況は、旧上月町で数件あったというところでございますが、ほか3町では利用は無かったというふうに調べております。

また、合併後におきまして、利用者は1件のみであり、一般型を利用しての住宅改修は、やはり必須工事箇所などの一定条件のクリアする難しさが現れたのではないかというふうに思います。

更に、原則、この事業の助成を受けた対象世帯は、再度この事業の助成を受けることができません。

このような状況の中で、西播磨近隣市町の要綱の設置状況等も調査し、本町にあった助成事業の進め方を検討した結果、平成19年3月に一般型事業を削除する要綱の一部を改正をしたものであります。

次に、復活するにあたり、問題はあるかとのご質問でございますが、先ほど申し上げましたように、制度に利用しにくい、問題、難しさがあるようでございますが、これから、まだまだ高齢化が進む中で、できる限り自分の家で生活を送るために、誰もが、住宅の改造は、今後必要になってくると思います。それが、その改造がですね、また、家全体のリフォームにもつながれば、地域経済の活性化にもつながってくるというふうにも考えるわけでありまして、今後ですね、改めて、この制度のですね、もう一度、検討、活用についての検討をしていきたい。そういうふうに考えております。

この制度は、県の、今、要綱でありまして、当然まあ、その要綱の中で考えなきゃいけないわけで、県と町とが、この助成の費用を、負担を分担して行っているわけであります。できる限り、これの、制度についての、また、周知をしてですね、推進をしていけば、そういう地域の活性化にもつながろうかというふうに考えております。

以上、この件につきましてのご質問に対する答弁とさせていただきます。

[平岡君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君。

17番（平岡きぬゑ君） ただ今、ご回答がありました住宅改修制度の充実の中で、住宅リフォーム助成制度について、個人の資産形成に対して、その自治体として、その施策をやるということについて、問題があるかに示されたかと思うんですが、阪神淡路大震災の後、住民の運動が行われて、一步一步、そうした観点は、克服されて、まだ、不十分ですけども、全壊した住宅の建て直しに300万円までの支援が実現してきています。住まいを保障するということは、生存権にとって、欠くことのできない部分ですし、住み良い住宅確保というのは住民の福祉の増進を図るという、自治体としての行政の目的にも大いに合致するものだと思います。

で、助成について、住宅リフォーム助成制度が、非常に、最初は数少なかった制度ですけど、実際行われている自治体が、今年の7月1日現在で、533自治体に増えてきています。内容的に、先ほど、兵庫県が行っている人生80年いきいき助成制度に比べると、自由に、住民の人がバリアフリー化するのに使い勝手がいいということや、それから、地元の業者の方々、いろいろ関連業者の方がおりますけれども、大きな、その広がりとなって増えてきています。

ですから、西播でも福崎だけだったんですけど、相生、赤穂でも実施されるというふうに、広がりが、されてきています。

ですので、先ほどの、その県の要綱で、人生80年いきいき助成制度を、改めて制度について、使い便利のいいように検討したいというご回答でしたけれども、より使い勝手が

いい住宅リフォーム助成制度について、検討をする方が、住民にとっても大きな、いいものになるのではないかと思うんですけど、今一度、その住宅リフォーム助成制度について、検討したけれども、現在のところ、取り組むということに至らなかったという回答ではありましたけれども、その点、お願いできますか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 先ほど、ちょっとお話のありました災害時のですね、被災者の生活支援、住宅の再建、これはまた、別だと思えます。それと同じ次元で考えるべきではありません。

また、やっぱり行政として、お金を、公金を支出して、こういう事業を行う場合にですね、やはり、一つ、福祉でありますとか、この災害に対する対策とか、いろいろと、その目的をきちっともって、やっぱり事業というものは考えていかなきゃいけないというふうに、私は、原則考えております。

ですから、今、先ほどね、バリアフリーなんかの工事をするのも、一般でやっておられる方が使い勝手がいいというふうにお話しですけども、別に、そういうものを目的にきちっとやれば、かえって、もっと、その効果のある、目的の持った事業ができるわけです。これも、いくらでもお金が使えるわけでは、資金が、財源があるわけではありませんから、やはり効果的な事業を行うということを、まず、考えなきゃいけないということであろうかと思えます。

まあ、ほかの自治体、たくさん、全国でね、増えていることは確かです。でも、中身を見てもみますとですね、やはり、その助成されている金額、これはやはり、今、どこの自治体も厳しい財政の中でですね、それほど、多くの助成をできるような制度にはなっておりません。1件当たり上限5万とか10万とかというようなですね、そういう金額です。

まあ、これは、地域の活性化、そういう地域の、そういう関係の事業者の皆さんの仕事の確保という点からすればですね、こういう機会に、ある程度の規模のですね、仕事、事業の確保につながるようなことも考えるべきだというふうに思えます。

ですから、私は、今後、佐用町のように、ますます高齢化が進む中でですね、どのお宅に行っても若い時に建てられていますから、そういう、その、住宅に対する配慮というのは、あまりされてないんですね。最近の住宅は、バリアフリーということが、ある程度、もう当たり前になっておりますけども、そういう住宅をですね、改造すると同時に、やっぱり30年、40年経った家をですね、そのことをきっかけに全体のリフォームも行われるというようなことがね、できれば、これはもっと、補助金としても、一般で今、やっておられるかよりかは、県の補助金と町の補助を一緒にして、金額も、補助が、援助ができるわけですから、そういうことで、取り組んだほうが、私は、非常にまあ、町が行う事業としても、効果的であり、公金の支出においてもですね、十分また、その目的というものが、はっきりとして、理由もしっかりと、この皆さんにも納得はいただけると。また、事業においても推進ができるのではないかというふうに考えるところでございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君。

17 番（平岡きぬゑ君） まあ、住宅改造についての基本的に地元建設業者であるとか、そういう仕事確保の上で、大きな波及効果があるから、景気対策として効果的だという点では、一致できていると思いますし、それで、高齢者の住宅をバリアフリー化していくという点でも、必要だと。そういう認識は一致しているかと思うんですが、ただ、県がやられている、その人生 80 年いきいき事業の一般型というのは、利用があったけども、要綱そのものがなかったけれども、利用できなかったという、その中では、事業にあたって、補助要件が3カ所以上の改造、また、必須工事の実施が必要だとかいう、そういう要件が満たさないといけないというような縛りがありますから、それでいくと、なかなか、改造していく。金額的に、住宅リフォーム助成制度は、確かに、少ないんですけども、それを契機に、大きな補助金だけではなくて、いろいろと投資していくということで、大きく広がっているという結果、使い勝手のいいものとして、広がりが見られるんで、そういう点では、名前が住宅リフォーム助成制度というのが、ちょっと思いと一致しないかもしれないんですけど、そういう形で、全国的には広がっている制度ですから、改めて、住民の方や、それから関係する中小業者の方にも、利用しやすい制度にするために、町長として、意見を聞く機会であるとか、その制度を実現していくために、取り組みされるという、その具体的なことについては、お考えありましたら聞かせてください。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） 町長。

町長（庵途典章君） 具体的な考えというよりか、今、私の考えは申し上げたとおりでございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君。

17 番（平岡きぬゑ君） いや、一歩でも前進させていく、具体化していくために、そういった関係者と、ちゃんとスケジュール的に、ちゃんと目的を持って、話し合いをして、そして、やっていくというのが必要だと思いますから、そういった一歩踏み込んだことが計画されるのかどうか。担当者に指示されるのかどうかをお聞きしているんです。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） 私は、今、一歩も二歩もですね、前進した考え方をお話をさせていただいたと思っております。

当然、その中でね、制度を再度考え、また、推進していく中で、そういう機会が必要なら、それはまた、その時に考えます。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君。

17 番（平岡きぬゑ君） まあ、住民の方が、先ほども話ありましたように、高齢化が進む中で、介護保険の適用までに、自宅で、ぜひ生活したいので、そういった制度を充実して欲しいという切実な願いがあるということを、申し上げて、1 項目目の質問については、この場から終わります。

では、2 つ目の通告にしております生活保護制度の利用について質問をいたします。

暮らしに困ったときの制度であります生活保護制度は、最後の砦と言われております。しかし、国は、生活保護給付水準を下げたり、生活保護の医療扶助を大幅に削減するなどの方で生活保護予算を減らして、ますます貧困の拡大で行き場を失う人を生む方向を示しております。また、生活保護制度利用者は、現在必要な方の 2 割程度しか行き届いていない実態と言われていたるところです。生活保護を利用せざるを得ない人を 100 パーセント救済することが重要だと考えます。相談があれば、まず、申請の受付をする。その後、関係者から生活状況の聞き取りが行われるというのが法の手順ですけれども、窓口での受付実態を明らかにお願いいたします。

その一つとして、生活保護申請用紙は窓口置き住民に対応していると、従来から町長は回答されてきておりますが、申請用紙は住民に分かるように置かれておりますか。申請の意志があれば受付することが、まず、必要ですが、その実態はどうでしょうか。

二つ目に、税の滞納など生活が困窮した状況にあると考えられる住民への働きかけはどのようにされておられますか。

三つ目に、生活保護制度の広報、周知ですが、実態はどうでしょうか。よろしくご回答願います。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、次に、生活保護制度についてのお尋ねでございますが、ご質問でございますように、生活保護は、最後の砦として考えております。

一度、生活保護費の支給を受けると、自立による保護からの脱却が困難な状況となりがちでございます。そのため生活保護の前に福祉資金等の活用や近親者の援助、行政による就労援助などの生活再建策を検討し、それでも公的な救済がないと生活ができない方々の最後の砦として、生活保護の申請をしていただくよう努めております。

生活保護の申請手順は、申請後調査を行い、生活保護の要否決定を兵庫県が行うこととなっておりますが、生活保護が最後の手段であるため、安易に保護申請をするのではなくて、住民の生活再建を第一に考え、他の手立てを模索するよう努めております。

勿論、相談の結果、生活保護以外に解決方法が見つからない場合は、速やかに申請をしていただくよう努めております。

なお、生活保護の申請用紙は、健康福祉課にございます。

また、納税相談において、生活の状況が著しく困窮し、公的扶助などが必要と思われる場合は、納税者と相談の上、担当課へ連絡が入るよう関係各課において執り行っております。

なお、生活保護制度の広報活動につきましては、生活保護を安易に行うべきではないという観点から、特には行っておりません。

以上、簡単ではございますが、このご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

[平岡君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君。

17 番（平岡きぬゑ君） では、再質問したいと思います。

生活保護世帯であるとか、生活保護者が、厚生労働省の統計で、私の数字は古いんですが、2011年7月1日現在で、205万495人と過去最多。現在も更新を続けておりまして、210万人を超えているやに聞いております。

そして、受給者で最も多いのが65歳以上で4割。この層が、年々増え続けているということです。病気やケガで働けなくなったり、また、解雇や失業、家族との別離、働いても収入が少ないなど、生活に困る可能性は誰にでもあるところです。そういった中で、医療保険の傷病手当であるとか、雇用保険などの給付とか貯金、また、親族の援助など、十分な収入が得られるまでの生活の糧があれば、そういった困難な状況を乗り越えることもできると思いますが、全ての人がそういった条件を備えているとは限りません。そうした場合に利用できる所得補償が生活保護制度です。それでも受給率が低く、収入が生活保護基準以下の世帯のうち、生活保護を受給している人は、わずかに20パーセントとされているところですが、生活保護が国民の権利だと言われながら、その実態は、そうっていないと。

で、昨日、一般質問で、佐用町の実態については、61世帯64人が生活保護を受給されているということで、うち55歳以上が88パーセントの数字が示されたところですけども、このことについて、受給率、生活保護以下の世帯にもかかわらず2割だと。全国的な数値ですけど、佐用町の実態としては、その、今、昨日示された数値からいくと、どのようになるのか、お聞かせいただきたいんですけど、特に、確認しておきたいというのが、この制度を活用するというのは、憲法の25条で定められた国民の権利であるということですから、かつての、国からのお恵みというような、そういうような、かつての旧法の制度ではありません。経済的な理由で、生活に困った時は、誰でも申請できて、条件があれば、差別されることなく平等に保護を受けることができるという権利なんですね。その点で、収入が最低生活費に比べて少ない場合は、誰でも受けることができるという制度なので、その点を踏まえて、今一度、生活保護の受給実態についての町長の見解を聞かせてください。

[町長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） 国民の権利というふうにお話しです。

確かに、国としてですね、国民誰しものがですね、この生活をしていく上で、最低の保障を行う。これは、国の制度として、今、しっかりと定められてですね、それは、いわゆる国民として、その制度を受ける、国民としての権利があるということは、十分に認識をいたしております。

ただ、一方ですね、国民として、やはり、それぞれが努力をして、働いて、自立していくという、その義務もあると思います。だから、精一杯、そういう義務を果たす中で、先ほど、お話しのように、それが、やむを得ない、いろんな事情でできない場合に、国民の権利として、生活保護制度で救済をしていくということだというふうに基本的に考えております。

[平岡君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君。

17 番（平岡きぬゑ君） それ、生活保護の活用について、まず、申請することから、生活保護を受けるスタートなんですけれども、申請の段階で、これを拒否したり、あるいは却下したりするという権限は、その窓口で、様々な理由を付けて申請させないというような、そういうことは、生活保護法の第7条で、侵害に当たるということで、法律違反だと明記されております。

で、そこで伺いたいんですが、申請用紙は、住民に分かるように置かれているということなんですけれども、たまたま、私が、生活相談で受けられた方の関係で、その用紙について、電話だったんですが、尋ねたところ、用紙は町にはないから、直接福祉事務所に出向くように言われたことがありましたが、佐用町の申請実務の実態というのは、それは、単なる氷山の一角かもしれないんですけれども、どうなのか。申請用紙の置き場所が、その担当者も把握してないというような実態になっているのかどうか。そういうことが、あるのかどうか、お伺いします。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

[健康福祉課長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） はい、お答えします。

先ほど、議員のご質問の中で担当者の話が出ておりましたが、これも、私のほうも後で、報告をいただきまして、平岡議員のほうにお電話のほうで、担当者のほうからも、勘違いしておりましたと。窓口に置いておりますということで、お詫びの電話をさせてもらったと思いますので、ここで改めてお詫び申し上げたいと思います。

申請用紙につきましては、健康福祉課のほうにございますので、よろしく申し上げます。

[平岡君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

17 番（平岡きぬゑ君） で、その申請についてなんですけれども、申請は、本人の名前、住所、それから必要なことを書いて記入すれば、それで申請が整うんですけれども、そういったことができない場合でも、口頭であっても本人が申請したいという意味が示されれば、それは申請行為として成立するというふうになっております。で、これもきちんと法律で定められているところなんですけれども、それと併せて、生活保護法の中では、本人が、

申請できないような状態の場合、行政として、ちゃんと目配りしてですね、関係者のいろんな状況をつかむ中で、住民を救済していくという仕事があるんですが、そういう点では、先ほど、税金の関係、滞納者の対応なども伺いましたとこなんですけれど、そういったことについては、どうなんでしょうか。お願いします。

議長（西岡 正君） はい。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） 先ほど、目配りというお話も出たかと思えますけど、町の職員が、また、担当者が、全町民の方の生活状態というのは、なかなか把握しにくいのは、もうご承知のとおりだと思います。

そういったことで、今回の生活保護の申請の窓口というのは、最終的には、議員ご指摘のとおり、許可の健康福祉事務所、要するに、兵庫県知事になっておりますが、やはり広範囲でございます。そういった中で、市であれば、市に福祉事務所等がございます、そこで相談もできるわけなんですけど、昨日の質問の中でもご説明申し上げましたとおり、佐用町担当のケースワーカーというのは、実質は1人がケースワーカーで回っておりますので、なかなか、そういった相談もできないという中で、補助機関、相談機関ということで、町がございます。兵庫県の場合は町がございます。そして、もう一つ、協力団体ということで、ご存知のとおり民生委員さん。民生委員さんも、福祉事務所のほうからの相談団体ということで、研修会等にも参加していただく中、協力団体ということで、ご協力いただいております。

そういった中で、各地域のそういった状況が分かれば、ご相談は、町の窓口、いやまた、健康福祉事務所、直接の場合もあるわけなんですけど、先ほど、おっしゃられますように、即申請、確かに憲法のほう、それから生活保護法の第1条にも出ておりますし、申請を拒むことができないというのは、当然、載っておりますが、議員もご存知のとおり、制度の中には、いろいろ諸条件、当然、制度を受けるには、公的扶助でございますので、そういう諸条件等をクリアをしていくというのが整わないと、公的扶助の対象にならないというのもご存知だと思いますけど、そういった中で、やはり町行政としましても、ご相談の中で、そういったこともある程度は、お話をしないと、いや、申請書を出しました。行ってくださいということで、たつのへ行きまして、はい、駄目でしたと。いや、OKでした。いろいろあろうかと思いますが、そういったことで、例えば、ご存知のとおり、資産の関係とか、預貯金の関係とか、それ以外には、扶養義務者の関係とか、いろいろ諸条件が、原則もあるかと思えますけど、そういったお話ができるのは、やはり、手近な窓口等ではないかということで、現在も健康福祉課の中で、窓口の方を設置しておるのが状態でございます。

それから、もう一つ、確かに高齢者、65歳以上、55歳以上のパーセントは申し上げました。

それから、特に佐用町の場合は、そういう高齢者の方が多いわけなんですけど、全国的に、先ほど言われましたように、この2012年の3月でしたか、情報出とりましたけど、211万人ですか、そういうことで、過去最高の数字になったということなんですけど、これは、昨日も述べましたように、全国的には、非常に伸び率が一気にこう、急加速して上がっているという、これもリーマン以降のリストラ関係で、年齢層は、確かに、全国的にも65

歳以上の方が、多くは出ておりますが、もう一つ、2番目に多いところは、やっぱり、今、働きどころの年代層いうところも、統計上は、非常にパーセントも多く出ている状況でもあります。これは、あくまで全国的な状況です。

まあ、佐用町の場合は、そういったことで、高齢者等の中で、非常に生活の困窮されている方をご相談を受ける中で、きっちり説明をする中で、申請等の手配はさせていただくというのが今の流れかと思えます。

また、納税相談、それから、それ以外にも徴収金等を、町の中で、そういう現在の実態等が分かれば、連携を取ってスムーズに行くような状態では対応しておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君。

17番（平岡きぬゑ君） 今回の課長のご回答では、その申請者、生活保護を受けたいという申請者のためを思って、窓口で、いろんな、こんなことがありますよという丁寧に説明をしないと、受けられないから、事前に言ってあげているんだというふうに、善意に受け取められるような言い方をされましたけれど、実際この、生活保護の申請そのものは、申請してから、そういった預貯金であるとか、資産のことであるとか、そういったものは正式に、ちゃんと調査するということになっていて、14日以内に、書面で、申請者に対して、その通知をしなければならないという、法律で決まっているので、その事前にやられるというのは、好意的な言い方ですが、よく言われる、水際作戦というものではないんですかと、私は、思うんですけれど、その申請される方に対して、申請前の面談相談というのは、決して、申請の要件ではありませんので、それは、国の方も、ちゃんと申請前に相談を対応されるというようなことについては、現に慎まなければならないというふうに明記した通知が出ているはずなんですけれど、そういった点は、どうなんですか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） 確におっしゃいましたように、申請後、何日以内、14日ということになっておりますが、要否の決定ということになるろうかと思えますが、それは、あくまで申請を出された以降だと思います。

で、町の方に、民生委員さんを通じてとか、ご家族の方とか、ご本人の方、相談に来られた場合でも、特に、今言われたように、そこで預貯金の金額を調べているわけでもございません。流れ的には、これは、全体を申し上げておりますので、ご了解願ひたいと思えますが、流れ的には、先ほど言いましたように、資産の状況とか、預貯金の状況、扶養の状況とか、いろいろ、こういう手続き上で、申請後、そういう調査されますよとか、そういうお話の中で、やはり事前、に金額まではお聞きはしませんが、そういう能力、または財産等があれば、申請後につきましては、その基準に該当しない場合もありますというふうな話は、話の流れでは出てくるのではないかとと思えます。

ですから、そこで、通帳を見せてくださいとか、そういう直接な話は、してないと、私のほうは思っておりますけど。

[平岡君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君。

17 番（平岡きぬゑ君） で、具体的に聞きたいんですけど、現在の受給者数は、昨日、人数は報告あったんですけども、申請された数。それと、もう一つ、その申請前の相談。民生委員さんを通してであるとか、直接窓口であるとか、担当者に、相談を受けた件数というのは、一番近いところ、出る数字でいいんですけど、つかまれているんでしょうか。つかまれていないんですか。つかまれていたら、ご回答願います。

[健康福祉課長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） 23 年度の状況でございますが、ご相談に来られた方が、28 件ありました。そのうち、23 年度、保護決定された方は、5 件でございます。以上です。

[平岡君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君。

17 番（平岡きぬゑ君） 相談者が 28 件で、決定が 5 件なんですけど、申請そのものは、何件なんでしょうか。

[健康福祉課長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） 先ほどの 28 件につきましても、保護の相談ですので、いろいろなケースの場合がありますので、申請に来られた件数ではありませんので、ご了解願いたいと思います。

で、決定件数につきましての 5 件ですので、申請件数は、ちょっと今、調べておりませんが、最終的に 5 件の方が、昨年は、決定されたということでございます。

[平岡君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君。

17 番（平岡きぬゑ君） 相談に来られた方、いろんなことで、相談があったかと思うんですけど、その 28 件のうち、23 年度 28 件のうち、申請された方が、何件かは、分からないというのが、ちょっと分からないんですけど、決定 5 件という数字は、確かに聞かせていただきましたけれど、申請者は、本来なら、生活保護を、28 件丸々ではないかもしれませんが、申請されて、うち決定されたのが、5 件だというのが、自然かと思うんですけど、そこらへんは、ちゃんと調査的なことのまとめというか、そういうものは、取っておられないんでしょうか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） 当然、相談に来られたら、相談記録等を残させてもらってますので、その中で、私が、今、申しあげました 28 件があるわけで、その 28 件も、生活保護の相談というよりも、今現在の状況の中で相談をされていると。当然、先ほども申しあげましたように、本人が来られる場合、いや、民生委員さんが来られる場合、当然、地域の方、関係が来られる場合も、全て含んでおりますのでご了解願いたいと思います。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君。

17 番（平岡きぬゑ君） 申請数についても把握されて、後で結構ですから、お示しいただきたいと思いますが、よろしいですか。

〔健康福祉課長「はい」と呼ぶ〕

17 番（平岡きぬゑ君） それで、生活保護が、国の制度として、最後の砦と言われながら利用しにくい実態にあるということについて、制度に対して、偏見というか、生活保護だけはこのふうな形が蔓延しているんじゃないかと思うんですが、世界的な大きな話になりますが、ニュージーランドなどは、生活を立て直すための公的制度を利用するという感覚で、この生活保護に準ずるものを利用されているんですね、そういうふうに、本来、日本の決まりもそうなっているんですが、運用自体、実態が、そうなっていないというのが、私は、大問題だと思うんです。

で、特に、全国的に、申請さえさせてもらえなかった人が餓死をしたとか、そういう事件が、最近もありますから、そういうことがね、起きたら、起きるということが、全国的にはままありますから、そういう点でも福祉事務所が、その生活保護の事務をすところなんですけれども、生活保護について、分かりやすいパンフレットとか、ホームページなどで、広く広報として周知させる義務があると思うんですけれども、その点、町長の最初の答弁では、そういうのは、できるだけしないとか、そういう、ために周知もしてないというふうな回答があったかと思うんですけれども、制度として、当然の、住民に知らせていく必要があると思うんですけれども、今一度お願いします。

議長（西岡 正君） はい。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） この制度はですね、もう国民誰もが知っている制度だと思います。制度があることは。

あえて、こういう制度がありますよ。申請してくださいよというような制度でも、逆に

ない。

当然、必要な状況になり、そういう困窮された時には、今、課長が申しましたように、人、皆、いろんな、家族もあり、親戚もあり、また、民生委員の方も、それぞれが、地域の皆さんの生活の状況も、できるだけ把握していただいて、そういう生活保護の支給が必要であれば、相談にも来ていただいているわけです。

そういうことで、あえて、生活保護制度がありますというようなことを、今、改めて周知するといいますか、広報なんかで出す必要はありません。

[平岡君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君。

17 番（平岡きぬゑ君） 佐用町は出してないんですけど、自治体によっては、ちゃんと住民に知らせをしています。

最後の砦と言われるように、本当に困った時に、これがあるから大丈夫だという、それがあるのと、ないのでは、違いますから、自立して生活していくためにも、住民に、ちゃんと親切な説明をするためにも、そういったことについて、広く周知させる義務があるわけですから、ちゃんとやるべきだと、私は、思います。

それと、最低限の生活ということですけども、健康で文化的な生活をするということというのが、ちゃんと謳われているわけですから、社会的に最低限の生活を保障していくというのが、年金であるとか、そういったものを底上げしていくというのが、まず、何よりも大事ではないかと思えます。

限りなく福祉の援助というのは、一般施策の中で行える、行っていくというのが、意識的に追及していくということが大切だと思うんですけども、生活保護制度そのものは、特殊なものではなくって、住民が安心して、最後に利用できる制度として、ちゃんと、町としては、その窓口で安心して相談ができる、そういう対応をしていただきたいと思いますと思うんですが、ちゃんと、それはできていますか。

議長（西岡 正君） はい。

[健康福祉課長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） 先ほど言われました、安心してという言葉までは、私は、ちょっとご説明はしにくいかと思えますけど、それぞれ憲法でも謳われている権利、それから、生活保護法でも、先ほど言われてましたように、1条には、きっちり困窮の程度に応じて必要な保護を行いという形で第1条からこう始まっております。そういった中で、やっぱり全体見まして、まずは、昨日もご説明申し上げましたけど、やはり、自立という言葉が、どうしても、それは生活保護を受けられている方であっても、そして、受けられていない、今現在、お勤めの方についても、やはり、そういった中で、地域と共生する中で、生活されているのも事実だと思います。

また、国のほうでも、先ほど言いました年金との金額を、最低の金額とも言われておりましたが、国のほうにおいても、社会保障の一体改革の中で、生活保護に対する扶助の金額についても、昨年でも、ずっとこう、論議をされている、非常に真っ最中でもあろう

かと思えます。そういった中で、国も考えておりますが、そしたら、町は、こういった金額を考えるかと言っても、これは国の制度等でございますので、あくまで国の中で行っております公的扶助の、私どもは助成機関として、窓口対応をしているということなので、なかなか金額面について、私どもが、こうやりますということは、ご答弁はできませんけど、町民の生活に対しての助成というのは、できるだけ福祉行政の担当する形では推進をしていくということでございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君。

17 番（平岡きぬゑ君） 生活保護制度そのものを利用される方と、それから、生活保護基準というのは、一般の町民にとっても、就学援助制度であるとか、様々、税金の減免の関係であるとか、それが、基準になるわけですから、そういう点では、住民、皆に関係のある重大な問題ですので、そのことを言っておきたいと思えます。

で、特に、税金の場合は別ですが、国民健康保険であるとか、そういう医療関係などの保険証、保険料の滞納など、即、生活、お医者に掛かりたくても掛かれないというような、そういう事態が発生するような滞納がある方について、特に、関係の課と連携を取っておられるのかどうか、そのこと、ちょっと、回答が、私、聞き漏らしたかと思うので、もう一度、お願いできますか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） それは、町長の最初の答弁でも申し上げましたし、私も先ほどの税のことの質問の中で申し上げましたとおり、納税相談ですか、その中で、申し上げましたとおり、税務課等もでございます。先ほど、健康保険の話が出ておりました保険の各課もあります。当然、上下水道の関係もあります。そういった徴収の関係のところからもご相談があれば、窓口、健康福祉課のほうと関係担当課と連携を取ってやっております。はい、以上です。

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君。

17 番（平岡きぬゑ君） もういいです。終わります。

議長（西岡 正君） はい。17 番、平岡きぬゑ君の発言は終わりました。
続いて、笹田鈴香君の発言を許可いたします。

〔8 番 笹田鈴香君 登壇〕

8 番（笹田鈴香君） 失礼します。8 番、日本共産党の笹田鈴香でございます。

私は、学校統廃合は住民合意でと、防災対策の強化を求めての二つの質問をいたします。

まず、この場で1点目をさせていただきますが、7月31日に議会の特別委員会で、各校区での懇談会などの資料が配布され、進捗状況の説明がありました。その中で、江川小

学校区は基本的合意が取れたとのことですが、自治会長も委員になっているけど交代をするとか、また、今のやり方だと不安だ。こういった声が多く住民から出されています。学校の統廃合は、地域のことも含め、多くの住民から出されています。そして、含めて、住民合意で進めることが大切だと思います。

昨日も新田議員も、この地域と学校のことを絡めて質問されていましたが、私も、そういった立場で質問をしたいと思います。

25年4月に予定されているという江川小学校、保育園についてお尋ねをします。

1、懇談会の内容はほとんど地域住民に知らされておりましたが、広く知らせるべきだと考えますがいかがなものでしょうか。

2、特別委員会での当局報告では早期に地区協議会を作るとしてありますが、町民は来年4月には無理だという意見が強いと思います。この状況をどう思われますか。

3、懇談会に教師が排除されていますが理由は何でしょうか。

4、懇談会などに教育の専門家を入れるべきだと思いますがいかがでしょうか。

5、複式学級の解消といいますが、過去の複式学級でどのような支障が出ましたか。

6、統合することによって、地域はますます過疎化が進むと思いますが、過疎化対策についてはどうされるのですか。石井や平福、長谷、これは旧佐用の場合を、ちょっと例えに挙げていますが、この現状をどう見ていますか。

7、町外からの受け入れ、募集は考えませんか。

以上、この場での質問は、終わらせていただきます。

議長（西岡 正君） はい、それでは、答弁願います。はい、教育長。

〔教育長 勝山 剛君 登壇〕

教育長（勝山 剛君） それでは、ただ今、ご質問のありました、学校統廃合は、住民合意でということにつきまして、ご答弁させていただきたいと思います。

7点のご質問をいただいておりますが、その6点目につきましては、町長答弁の内容であろうかと思えますけれども、私の方から、続けてさせていただくことをご了承賜りたいと思います。

それでは、ご回答させていただきます。

笹田議員にも、十分ご認識いただいていると考えておりますが、議会の学校・保育園規模適正化調査特別委員会におきまして、平成20年の佐用町立学校適正規模検討作業部会報告書、更に、平成23年6月から8月に実施しました校区説明会質疑応答及び校区意見交換会の概要、より良い教育環境を整える上で複式学級のある過小規模校の解消を目指す理由、全ての校区・園における懇談会・委員会の協議経過について、更に、懇談会・委員会での協議・検討資料及び、各懇談会・委員会の会議次第と会議記録など、約290ページに及ぶ資料をご提出させていただき、合計3回の議会調査特別委員会でご説明させていただいたところです。以下の回答が重なる面があると思えますけれども、お許しいただきたいと考えております。

まず、1点目ではありますが、懇談会等の内容がほとんど地域住民に知らされていない。広く知らせるべきではないかとのご質問でございますが、この学校・保育園規模適正化推進計画、全体計画による懇談会等の設置と、その協議の方法等につきまして、教育委員会への報告・承認を経て、昨年10月、11月に各小学校区・保育園の懇談会等の設置について、各地域の自治会長会様、地域づくり協議会のセンター長、PTA、保護者会会長、全議員協議会へ説明を申し上げたところでございます。

また、懇談会・委員会の委員の選出につきましては、自治会・地域づくり協議会・PTA・保護者会等に委員の選出をお願いし、昨年12月に第1回の懇談会・委員会を各地域別に調整会議として開催し、各校区等において、住民説明会等で出された計画に対する疑問や心配ごとをまとめた基本的課題を、地域住民の皆様が主体となって、一つ一つ熱心に協議・検討されて、委員の皆様がご議論されているところでございます。

その協議・検討内容につきましては、自治会におかれましては、自治会長様からその地域の皆様に、適宜、報告をするなど、その際に意見の取りまとめをしたと報告されているところでございます。また、PTA・保護者会におかれても、意見集約のためのアンケート調査や部会・総会等において報告や協議等をされていると聞いております。

まだまだ、協議・検討の過程の中にあり、教育委員会としましては、その結果が出ていないものを懇談会・委員会に先行して広報等でお知らせすることができない現状にあります。その点、ご理解いただきたいと思うところです。

次に、2点目の、当局は早期に地区協議会を作るとしているが、町民は来年4月には無理だという意見が強い。この状況をどう思っているかのご質問でございますが、以前から申し上げておりますように、佐用町教育委員会規則として定める協議会の設置は、懇談会等において10項目の基本的課題等を協議・検討いただく中で、町の考える方向と懇談会等で協議・検討した結果の方向が概ね一致し、懇談会等において統廃合の合意形成が図れたとされる段階で、統廃合の年月が定められる予定になります。その後、学校長・教頭等を含む協議会が設置され、その協議会に置かれる、教職員を含む部会において、懇談会等が出された課題等の解決の方向性を基本として、50余りの事項について協議・調整される予定としております。懇談会等おかれても、町の全体計画に示す最初の統廃合は、非常に厳しい状況になっているという認識をしております。

次に、3点目の、懇談会に教師を排除した理由は何かとのことでございますが、教育基本法第13条の規定、趣旨等としまして、教育を行うに当たっては、各教育発達段階に応じて、その主体たる学校、家庭、地域住民等がそれぞれの役割を十分認識し、その責任を果たすことが重要であるとしております。そういった観点から、学校の統廃合は、教育を受ける者の保護者や地域住民の皆さんが、行政と、現在の社会情勢の課題等が教育に与える影響や現状を認識して共有し、それぞれの役割と責任において真剣に向き合うことが大切ではないかと考えております。

また、教職員は、教育を受けるもの、教授するものとして、自らの資質の向上に努め、学校において、教育を受ける者の発達段階に応じて、学校がいかなる形態であろうと体系的かつ組織的な教育を授ける。教授することを通して、知・徳・体の調和の取れた能力の伸張を図ること等が役割であり責任であると考えているところでございます。

そういったことを踏まえて、教育委員会としまして、地域住民の皆さんのご理解を得て、地域住民の皆さんが自身の意思によって各団体等から委員を選出され、懇談会等において、その役割と責務を全うすべくご尽力をいただいているところでございます。

次に、4点目の、懇談会などに教育の専門家を入れるべきではないかとのことでございますが、先ほど来申し上げておりますように、各団体等からしっかりと議論いただける方をご選出いただいているところでございまして、懇談会・委員会の委員の皆さんの中に、元校長、元教員の方など、様々な経験と見識をお持ちの方、今まさに保護者として、教育に、子育てに真剣に取り組まれている方、育児に取り組まれている方など、多忙な中、子どもたちのために、夜遅くまで熱心に協議・検討をいただいております。改めて教育委員会から、教育専門家を入れるようなご提案をさせていただく考えは、今のところはございません。それぞれの校区の委員の皆様は、本当に感謝を申し上げているところでございます。

次に、5点目の、複式学級の解消というが、過去の複式学級でどのような支障がでたか。少人数で目の届く教育は成果をあげる道ではないかとのことでございます。

まず、複式学級の具体的な支障としては、教科指導について、現状では、正規の教職員と臨時の加配教員の2人で混成の2学年を指導しており、発達に応じた学年ごとの指導が困難となっているほか、班編成によるグループ学習が難しく、運動会、集団演技も変化しております。更にスポーツにおいても、球技等ではチーム編成が困難であり、また、音楽の合唱・合奏では、人数や担当パートが限られており、扱う楽器や題材が制限されてきているところ です。

次に、少人数の教育は成果をあげる方法としては、効果的な方法の一つと考えておりますが、少人数でも一定規模。本町の規模適正化計画を示している20人前後、20人程度が、グループ学習やスポーツ・音楽等、知・徳・体のバランスの取れた教育を進めるために、効果的な人数ではないかと考えているところ です。このため、複式学級を編成しなければならないような極端な人数の少ない学級では、これらの成果をあげることは、大変難しいのではないかと捉えております。

6点目の過疎化対策についての質問でございますが、戦後の高度経済成長により、私たちの生活レベルは徐々に向上していく一方、米や木材の輸入増加及び米の生産調整などにより農業、林業が衰退してきております。このため、本町のような中山間地域においては、生活を維持するだけの安定した収入が確保できにくくなり、若者が都市部に流出したことが、過疎化が進行した主な原因であると考えられます。

しかしながら、地域のにぎわいや地域文化の醸成などの観点に立つと、学校の存在が大きく関わっていると考えます。

現在、佐用町は、地域づくり協議会を中心として、地域での交流活動や課題解決事業に取り組んでいただいております。地域の子どもたちが参加できる地域づくり活動をさらに推進することによって、地域の活性化を推進したいと考えておるところです。

なお、学校がある地域とない地域の平成元年4月と平成24年4月の人口推移を比較しますと、江川地区が29.4パーセントの減。石井地区が35.4パーセントの減。平福地区が31.8パーセントの減。長谷地区が23.8パーセントの減。佐用地区が10.2パーセントの減となっております。このことから、学校がない地域に限らず、佐用町全体で人口減少に歯止めがかからない状況になっていると考えられます。今後は、引き続き地域とともに活性化対策に取り組んで参りますが、集落機能の喪失が懸念される小規模集落の増加も予想され、通院・買い物など高齢者の交通手段、地域コミュニティの減退など日常生活を営むうえでの課題の解決を念頭に置いた、地域づくりに取り組んで参りたいと考えております。

次に、7点目の、町外からの受入れ募集は考えないのかのご質問でございますが、この質問は、山村留学の件をお尋ねではないかと思えます。先ほど申し上げましたように、佐用町教育振興基本計画等に基づき、佐用町の教育を推し進めているところでございます。基本計画の理念のもと、佐用町に生まれ・育ち、自身の目標や夢を持ち、家族や生まれ育った地域やまちのために、生きることのできる人材を育てるため基本的な教育を推進してまいりたいと考えておりますので、現在のところ、そういうことを考えているところではありません。

以上、この場からの質問への答弁とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君）

はい、笹田鈴香君。

8番（笹田鈴香君） 再質問させていただきます。

まず、この学校統廃合、資料を配られたのは、この全体ではなくって、言いたいのは、やはり議員とか、それから各団体ですね、先ほど言われた自治会長さんとか、そういった懇談会の委員に、配られている方、最初の資料は、説明会で、地域でありましたけれども、やはりそういった意味では、全体的に、まず、この資料自体がこう、届いてないと。そういった意味では、住民の声が届かないということは、住民の合意が、なかなか、全体的な合意としては、ならないのではないかと思うんですが、まず、その中で、一つ、ちょっと最初に言いたいですけれども、いろんな声聞くんですけれども、メールが来まして、長谷のこととかも書いてあるんですが、一部だけ言いますが、まず、この教育委員会が複式学級、長所と短所の説明をしています、この内容は、どのような、学術的根拠の基にまとめられたかと。

先ほどから、それから、今までにも複式学級の長所、短所書かれているので、書かれてはおりますが、こういった内容とか、それから、学校、保育園は、地域の宝です。このような風潮が町全体にまん延し、地域の宝を簡単に捨てさせ、地域社会を崩壊させるような意義を植えつけることを、町長は、お望みなのですかと。

それから、もう一つは、町担当者の対応は、本当に適切だったのでしょうかということ、住民の意見を伺いますと、協議の回数は重ね、結局のところ、町の計画は変えられないということであれば、協議をするだけ無駄ではなかったのではないのでしょうかという、こういった町民からメールが来ているんですけれども、本当にこれらを見ましても、住民に知らされ、また、本当に合意、今、未だ今は届いておりませんが、江川地区では合意が取れたようなことを7月31日には言われた、報告されたんですが、それと、その後の8月29日に、地域で、江川小学校、あったと思うんですが、その結果などは、この議会が始まって、もう数日経ちますが、1回も報告されていませんが、例えば、江川小学校、それから幕山校区とか、中安校区、一応、25年度予定のところの様子は、その後、どうなっているのかお尋ねします。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔教育課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） すいません。

そしたら、まず、経過報告も兼ねてなんですけれども、江川地域のほうに特定されておりますので、冒頭で言われたように、基本的な合意形成がされているというようなことを言われましたけれども、これは、多分、その特別委員会に、調査委員会では、保育園ね、一緒に説明した石井・長谷・平福の保育園は、今度、懇談会の段階では、概ねの合意形成ができて、協議会に移る予定ですよという説明は、させていただいたと思うんですけれども、江川地域につきましてはですね、その時も説明したんですけれども、回数が、7回、8回になっております。

ただし、議員さんもお承知のとおり、懇談会で協議する課題、10項目ほどありますね。その中の一番最初のところから、六つ、七つ目ぐらいのこの段階でございます。

だから、当然、合意形成というのは、これから、当然、その項目が全て、一応協議されて、全体的に、そこで、なされるもので、今では、そんなこと、状況ではございません。

ただし、第1段階目の統廃合の形式、そういうところから通学手段とか、今後、制服等のね、補助制度の問題とか、そういうこと、まだまだ、残っております。全て、一応、協議段階が終わった段階で、そういうことが議論されると思うので、段階的には、そういう合意形成がなされているということではございませんのでね、そこだけ誤解なさないようにお願いしたいと思います。

それから、後、その後、幕山地域と江川地域の、それ以降の状況としましては、今、基本的課題、江川は、6項目、7項目目ぐらいなところを、後、協議されているところです。

それから、幕山地域につきましてはですね、地元で、5月の末から、一応、再度、地元で、独自で、アンケート調査をしたり、十分議論をしていくということなんで、ちょっと懇談会が飛んでおりました。

それで、今度、最近、この正副会長を含めた会議、7人ぐらいになるんですけども、そこです、再度、今後の進め方を、アンケート調査の結果も踏まえてですね、もう1度、仕切りなおして、再協議に入るという準備のための打ち合わせ会をします。それは、まだ、懇談会ということじゃなくって、今後、地元でやられたアンケート等の結果を踏まえてですね、再度、今後、これから以降、どうやって協議していくかということの協議をする予定にしております。

それと、冒頭に言われました住民への周知ですね、これはですね、各団体の、自治会長さん、それから、地域づくり協議会、当然、保育園、それからPTAの方、それぞれ役員さんが選出されております。それぞれの、今、教育長の答弁にもあったと思うんですけども、それぞれの段階で、協議の過程で、まだ、途中のもの、それから、今まで、そこで、地域の、例えば、PTAで協議するような内容については、十分されております。

それから、独自に、江川地域の中で、アンケートされたり、そういう報告事項がずっとやられておりますけれども、全てがですね、今の段階で、全員が、そういうことに周知するまでには、それは、いろんな団体がございますので、この段階では、まだ、はっきり言えないところもあつたりしますけれども、それぞれ、自治会長さんを含めて、代表で出ておられるということ認識されながらですね、それぞれ持ち帰って、最終的に意見集約の段階になればですね、そういう話は徹底されると思います。

だから、今のところはですね、だから、全ての方に、同じレベルで通っているというのは、ちょっと難しいかなと思うので、これから協議を進める段階で、それぞれの団体から、集約的な意見は出てくると思います。以上です。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

8番（笹田鈴香君） 今、言われたんですけども、ちょっとこの、江川の方で、未だ協議中でいうことで、6項目、7項目ぐらいを協議しているということなんですけど、その、これは、はっきり、今の答弁でははっきりされていないので、違つかどうか分かりませんが、わざわざ電話と、それから、私の元に、江川の場合、4月の統合は難しいだろうと。もう準備ができない。そういったことで、26年の4月なんやでというような声も、声というか、そういう、私に報告をされた方があるんですけども、その辺、ちょっと話が食い違うので、こういったことは、どういうところから出て来ているのかと思うんですけど、どういう、原因がね、元が。その辺、どうでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 先ほど、25年4月統合、このことについて、非常に難しい状況にあると、こちらも認識していると、お話ししました。

今、その段階です。ですから、これも懇談会等ですね、合意形成を図りつつ、来年のことを、もう皆さん、考えていただいておりますよね。けども、非常に時期的に、難しいと。こういう声も、私も聞いております。

そういう中で、これから、まだまだ、協議を重ねる中で、25年4月は難しいと、そういう、お互いにですね、懇談会の中でも、また、私たち、立場の者としましてもね、同じ、気持ちの中で、それを進めていきたいと、そのように考えているところです。

〔教育課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） 申し訳ございません。

懇談会の中で、また、会議記録説明すると思うんですけども、今、言われる26年の4月というのは、ずっと協議する中で、この段階になってね、8月、9月になって、まだ、基本的課題も残っているし、それから、今、懇談会の状況です。

それから、規則的にいくと、そこで合意形成ができてから、協議会に移って、それで、統廃合ということになるんですけども、この段階で、そういう段階では、性急すぎるし、江川地域の懇談会の希望としてはね、もう25年4月じゃなしに、26年4月にして欲しいという意見は出てます。そういう意見はね。

だから、それで、決定しておるわけじゃないですよ。そういう過程の中で、こんだけ、今、協議する中で、今、25年4月が難しいん違うかという中で、全体的に、26年の4月、そういうことを懇談会としては、希望したいということの意見は出ております。そういう状況でございます。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

8番（笹田鈴香君） 意見は出ていると思うんですけども、その7月のね、協議会の中では、26年よりも25年4月にしたいという報告は、教育委員会のほうからされましたけど、そのへん、もし、そういう意見があるのであれば、やはり、こうなってますという報告は、やっぱりするべきだと思うんですけどね。

まあ、今は、この質問でされましたけど、だって9月の、例えば、開会の後でもね、29日にされてますから、そういう機会はたくさんあったと思うんですけど、それを、なぜ、されないのかというのが、それも問題だと思うんですけどね。町としては、それは、26年にすればいいと思われているのか、しょうがないかと、今、いろいろ思われているんだと思うんですけども、それならそれで、その大事なことだと思うんですよ。

ですから、やはり議会では、説明をするべきだと思うんですけど、そのへんは、どうですか。

〔教育課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） あのね、今、言いましたように、そういう形で、地域の方は、もう25年4月は性急で難しいんで、26年4月、26年、1年先ですね、に、してもらえませんかというところを議論されているところなんで、うちが、その、ほな、何年にしますいうのを決めれるものじゃないと思います。

だから、議会に報告すると言われてましてもですね、決定している問題じゃないんです。これ。

地域としたら、今の状況を見ていくと、町の計画どおり、25年4月は難しいなという段階で議論されているところなんでね、うちも、ほな、絶対難しいですとは言いきれませんが、地域の方が、そういう形で、議論されている状況の中で、ほんなら決めつけて、26年4月に決定しましたとも言っていない。ねっ。

一番、町としては、一応、計画は、25年4月なんですけれども、それが難しい状況であるということは、事実です。はい。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

8番（笹田鈴香君） まあ、難しい状況であるということは、分かりました。当局の考えはね。はい。

で、それと、もう一つですが、その代表ですね、この周知、一生懸命、地域づくりの方も聞かれて、話はされますが、やはり自治会長さんなんかは、委員の方もそうですけど、代わるという、交代をするということと、それから、交代をすると、やっぱり前のことが、段々分かりにくいので、直ぐには説明できないというのがあったり、それから、やっぱり、自治会長さんとか、地域づくりの方は、それでなくても、もうほんまに大変なんですよ。

特に、災害なんかあったら、もう走り回って、各家行ったり、現地行ったり、役場へ走ったり、そういったことで、なかなか、その、自分とこの子どもやら孫でも行ってれば、耳には、直ぐ入るから、言い易いと思うんですけども、やっぱり、そっちの方が、本来の仕事は、やっぱり自治会長さん、そっちですからね、教育委員会の使い走りではありませんから、やっぱり、そういった意味では、大変、全体に知らせるといのは難しいと思うんですが、そのへんは、どうですか。

〔教育課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） 先ほどから、申し上げているとおり、懇談会の協議経過も、まだまだ、途中経過でございます。

それから、PTA、それから保護者、それから自治会長さんも、それぞれ一々、1回、1回の会議を全て報告するのは、ちょっと不可能だと思います。

だから、節目の段階で、PTAもアンケート取られたりしていますけれども、そういう時には、そういうまとめた状況を説明されると思いますし、それから、町としましてもね、

集約的な、意見のまとまった状況は会議次第に冒頭で、箇条書きでしておりますが、中身は、会長さん、副会長さんには、特に、全文の会議記録、これをちょっと、回数が1回遅れた段階で出すようになるんですけども、それも全て配布しております。

だから、今度、以降、例えば、自治会の中でね、そういう、いろんな説明される時でも、それを使っていただいたらいいし、協議経過は、ずっと、その資料を作っておりますのでね、そういう物も、町も提供していきたいと思います。

だから、毎回、毎回の報告は、確かに、できないと思うんですけども、協議が進む段階につれてね、自治会としては、こういうとこまで、今、行ってますとか、そういう報告は、自治会長さんの方が、また、時を見てされると思うんですけども、今、言われているように、その都度、その都度の状況の把握というんは、なかなか難しいと思います。

だから、それは、各種団体の代表さんに、そこはお任せしたいと思います。

[笹田君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

8番（笹田鈴香君） では、ちょっと時間がないので、その分は終わらして、次にですが、複式学級の解消ということで、いい面、悪い面ね、短所、長所、ずっと言われてきているんですけども、一人の先生が、2学年教えるのは大変というのがありますし、それから、昨日の答弁の中でね、今年度は、加配の先生がいるが、来年は分からないという答弁されたんですけど、その時、私、思ったんですけどね、なぜ、分からないけど、頑張ると。なるべく頑張ってみるといことを言われなかなと思ったのが、凄く感じたんですが。

それと、少人数で、目の届く教育。成果を上げる道だと、私は思います。

特に、幕山の、ちょっと、様子は見てないんですけども、佐用チャンネルなんかでも、時々見ますが、やっぱり、少人数だからできるということもたくさんあると思うんですよ。

それで、特に、思うんですけども、交流が少ない。対話が、多分少ないという、大勢の中ではないので、少ないので、そういった引け目を感じるという子もあるかもしれませんが、今は、いろんな面で、昔と違って、交流、あちこちとやっていますし、テレビとか、情報社会ですので、それは、少なくなっているとは思いますが、その代わり、1人でもできるというね、小さくてもできるという、競技にしても、例えば、江川で言うと百人一首が、小さい学年から、自分で、上の句から下の句まで、全部読めるというような、素晴らしい特技というか、それも先生がやっぱり一生懸命、一人ひとりの、その子を引き立てるという意味で、できると思うんですが、そういった、大変な面もあるけど、どう言うたらいいのか、ちょっと分かりにくいんですけども、小さなことでできる、そのスポーツでいうと、例えば、学年が、3年生、4年生、5年生が一緒になって、例えば、ドッチボールね、やりますね。そういった場合、江川でも、昨年も言ったかと思うんですが、1位になった。優勝したということ言われてましたけど、何回も出れますね。3年生は4年生を見て、4年生は5年生、上級生を見て、上級生は下級生を見て教えると。そういった意味で、競争心はほかの学校とできると。

例えば、今度、統廃合になりますと、小学校が、今の、旧佐用で言いますと三つですが、三つあるのが、1校になりますと、もうそこで競争心がなくなると思うんですね。そういった意味も、競争心、競争心言っても、やっぱり、そのへん、そういった競争心もあると。

それと反対に、学校の先生は、三つの学校が、例えば、10が一つになるのもありますけど、まず最新で言うと、三つが一つになるということで、先生が、今度は、今までだった

ら、あの学校に負けんとこ、ここに負けんとこという頑張りがあると思うんですが、今、先生が、皆とは言いませんけども、やはり、気分の中で、ちょっと競争心がなくなると。そういったこともあると思うんですけども、だから、その小さい学校に応じた、特色のあることを伸ばすというのも、一つの、複式を解消するだけでなくって、そのまま置いておくというの必要だと思うんですが、そのへんをもう少しお聞きしたいんですが。

[教育長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 一つ、一番最初にですね、言われた、加配教員のことですけれども、一番大事なところは、私、ちゃんと言っております。

今年は、14校ですね、中学校4校、小学校10校、全員、加配教員をいただきました。それまでは、何校か加配教員がゼロの所ありました。

で、昨日の新田議員の質問に対しても、加配は、本年度限り。年度限りなんです。次、もらおうと思えば、いろんな特色ある教育やとか、そういう計画書を出して、県の審査を受けて、いただくわけです。

そういうことで、今まで努力しておりますし、これからも、そのことについては、力いっぱい頑張るということを、昨日も申したはずです。

次に、複式学級のことですけれども、今まで何回も複式学級のことで議論、意見交換して参りました。議会でも。また、地域説明会でも。

私は、一貫して否定はしておりません。それぞれの校区の特色、これを大事に、今まで佐用の教育は、脈々と続けて参りました。

しかし、これだけ、長期にわたって、複式学級が続く。更に、未だ、少子化が続く。そういう将来を見た時に、本当にこれでいいのかどうか。簡単に学校をなくすと、今、そういう言葉を言われましたけれども、私は、簡単に、そんなことを、こんな計画出してません。本当なら、このまま行って欲しいです。正直な話。

しかし、この議員の皆さんの中にも、学校統合、適正化を考えたらどうかという意見もいっぱい聞きました。ここ数年。教育長になってから。

しかし、地域の活性化。過疎化が進むんではないか。いっぱい聞いてきました。そういう中で、佐用の教育を考える時に、今、子どものより良い教育の環境を考えて欲しいと。こういうことで、計画書を提出したわけです。

今まさに、自治会長さん、それぞれ役員の方、本当に時間を割いて、子ども達のために、地域のために議論していただいております。そのことだけは、声を大にして言っておきたいと思います。以上です。

[笹田君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

8番（笹田鈴香君） まあ、なるべくね、本心で思われていることを貫いて欲しいなと思います。

それと、もう一つはですね、昨日ね、やっぱり小さい所では、その一人ひとりに目が届いて、いじめも少ないと、私は思っているんですが、昨日、聞きますと、この24年度になってから、いじめが小学校で46件、中学校で4件ですか、あると言われましたが、こ

れは学校別に言いますと、だいたい、何件になるのか。各、この詳細を教えてくださいなんですが。

[教育長 挙手]

議長（西岡 正君） はい。

教育長（勝山 剛君） 今、手元に学校別は持っておりませんので、正式な数字が答えられませんので、また、後ほど、議員に直接お話をしたいと思います。

小さな学校であっても、いじめはあります。昨日も、お話ししましたように、廊下を歩いておって、トンと肩が当たったというようなことにつきましてもですね、状況としては、当たったほうは、そう思ってなくとも、相手のほうは、当てられたと。やられたと。そういうふうを受け取る場合もございます。

で、昨日も言いましたように、今回のいじめの調査については、具体的な項目、9項目になっておりますので、今までは、それぞれの学校対応で、その子ども達の状況に合わせて、質問項目を作って、アンケート調査等をしておりました。そういうギャップが出て来ておりますので、その点、ご理解いただきたいと思っていますところでは。

なお、昨日も申しましたけれども、このアンケートの項目については、今後、活かしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

[笹田君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

8番（笹田鈴香君） では、次の6番目の、統合することによって、地域がますます、このね、過疎化すると思うんですが、利神小学校ができましたが、統合しました。

で、先ほど、石井や、それから、平福、長谷の状況を聞いたんですけども、それから聞くと、江川が29.4パーセントですか、石井が35.4、そして平福31.8と、この、今さっき回答されました数字を見ますとね、利神小学校が、結局、統廃合になって、利神小学校になって、やっぱり学校のある所とない所と見ますと、やはり、過疎化の、高齢化率というか、過疎化率ですね、それが、大きくなっていると思うんですよ。

例えば、江川29.4ですけども、学校あります。それから、石井は、石井小学校がなくなって35.4パーセントという、凄い減り方ですね。それから、平福も、せっかく町の中にあつたのが、長谷に近い、本当に、あそこだったら、長谷に、口長谷と言ってもいい場所にあるわけですけども、その、そこも31.8パーセント。で、長谷は23.8パーセント。やっぱり、学校があるとないで、この数字を見ても、やっぱり違うと思うんですけども、中には、元、学校の先生をされた方なんですけれども、これは規模の適正化推進事業ではないぞと。過疎推進事業だと、そういった方があります。本当に、その通りではないかと思うんですけども。

それと、やっぱり学校がなくなることによって、今までの例で言いますと、三日月の大畑小学校が廃校になった時に、大下りの集落の方が、集落を挙げて引っ越されたということを聞いております。現在、一人、住まれています、その方は、元々、そこの方じゃなくて、よそから住んでおられるので、やはり、そういった、学校がなくなるといふか、そこに、地域にないということは、それ、大きな、地域に影響を与えると。過疎化を、ますま

す進めるものだと思います。

それは、多くの方が、今日、テレビで見ておられる方でも、奥に行くほど、学校のない所に行くほど、その声は多いと思いますが、その中でですね、さっき、町外からの受け入れと言ったんですが、山村留学で、町外で言いますと、山村留学は、今、道谷小学校がしております、今年、24年度の児童数は、全校で9人です。で、その中の4人が、留学、今年されたそうで、地元の子。地元の子というか、前からおる子もいるかもしれませんが、それで、教師は、11人おられるそうです。

やっぱり、地域の人と一緒にあって、で、また、その子、その子の特色を活かして、本当に自然の中で楽しんでという、凄く、頑張っておられるので、それは、されないということですが、じゃあ、町内でされないの、町外から受け入れを考えておられないのなら、もう一つ提案があるんですけども、懇談会の中でも、ちょっと今、どこか覚えていないんですけども、結局、江川から佐用へ出るんじゃないかって、また、利神から佐用へ出るんじゃないかって、町内の中で、そういった複式を解消するための方法はないかということで、ちょっと、いろいろ調べてみたんですけども、三田市のね、三田の母子小学校というんですけれども、ここが小規模特認校という制度をしております。

で、ここも複式を解消するために、その地域の中で、その代わり、定員も決まっていますし、いろいろ条件はありますけれども、こういった方法で、複式を解消するという、小規模特認校、こういった制度も考えてみられてはいかがかと思うんですが。

それと、まだ、ほかにも、小山市とか、いろいろあるんですけども、栃木県のほうですが。それから、茨城の大学の教育学部の付属小学校でも、そういったことをやっておりますが、ここの中では、やっぱり、ひびきの時間とか、はらからの時間とか、いろんな時間を作って、江川なんかも、幕山もそうですけれども、やっぱり縦割り班ということで、重視して、それを上手に活かしてやっていると。こういったところもあるんですが、そういったことは、とにかく、複式を解消するためには、どうしても、小さい所、複式のあるところから、大きい所。大きいと言っても小規模ですけど、大きい所へということを考えておられるようですが、ちょっと努力をして、ほかの方法はないかというようなことは、考えられたのかどうか。

で、今、言ったようなことは、今後、考えられるかどうか、そのお答えをお願いします。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） お答えします。

まず、縦割り班の活動についてはですね、以前から、以前いうのか、もう20年、30年前から、それぞれ、学校の教育活動に入れております。ですから、それが、三田で行われているのは、特別なことなのかどうかは、分かりませんが、また、研究して、縦割り班活動の、より良いものを作っていく、そういうことを考えたいと思います。

それから、もう1点何でしたか。

〔笹田君「小規模特認校」と呼ぶ〕

教育長（勝山 剛君） 小規模特認校のことですが、今、今年ですね、小規模校、過小規模校の交流事業を、それぞれやっております。

例えば、利神小学校の3年生が、警察署の見学、学習に行くと。で、江川小学校の3年

生と一緒にいくとかですね、それぞれ、近隣の学校と協力しながらですね、一緒に行って、ふれあいも含めて、いろんな、仲間づくりも含めると。そういうことで、小学校、佐用小学校は、ちょっと対象外になるんですけれども、規模からしまして、ほかの学校全てが、年に何回か、そういう計画を組んでおります。

町内だけじゃなくって、町外との交流と、そういうことも、今、計画に挙げておるところです。以上です。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

8番（笹田鈴香君） まあ、いずれにしましても、やはり、住民の意見をよく聞いて、本当に、それがいいか悪いかいうことは、住民にも決めてもらい、また、教育委員会も、やっぱり進めなければいけないという立場もあると思うんですけれども、本当に、地域のことを考えて、地域づくりも含めて、過疎化対策、そういったことも含め、学校統廃合については、十分に、今後、検討をされておりますが、それ以上に頑張っていたきたいと思います。

で、時間がありませんので、次の質問に入りますが、21年台風9号災害では農地、山林、河川と甚大な被害を受け、20人もの命が失われました。あれから3年経ちましたが、今でも大雨の度に多くの人たちは大変心配をされています。災害は佐用町だけでなく、その後、昨年の東北大地震、各地での豪雨など、いつどこで起きるか分からない状態です。

河川改修工事は、だいぶ進んでいますが、根本的には、今の荒廃した山林は災害発生の一因になっております。荒廃した山の手入れとか、広葉樹の植林などを進めることによって、減災にもつながるとともに、野生動物による被害も減るのではないのでしょうか。

佐用のまちうちでも避難途中で流された人も多くあり、尊い命まで失いました。その水害の大きな原因となった大山谷川は、早急に防災対策に取り組む必要があるのではないのでしょうか。

今後の安全安心なまちづくりのためにも、改めて防災対策について町長の見解を伺いたいと思います。

1、16年災害の時も、佐用商店街に流れ込み大きな被害を受けましたが、3年前は、国道の下の部分に流木とか土砂が詰まり、姫新線の線路が川となって、より大きく、被害を大きくした大山谷川についてお尋ねします。

まず1、県土木によりますと2年計画で砂防ダムを作る計画だと聞きます。今、そこに入る作業道をされていると思うんですが、今後の計画はどうなっていますか。

2、災害を繰り返さないためにも、国、そして、県とも協議をして、国道の下の部分を、根本的な改良をすべきではないのでしょうか。

次、2番目は、佐用商店街の防災対策について、その後、どのような対策がとられたのでしょうか。

1、避難所などについては、今までどおり佐用小学校、そして、役場の裏にも行かれておりますが、今までどおりなので、地域の人々の不満の声が出ています。

2、夜間避難の場合は、また、照明がありません。これも質問をしたところですが、その後、どのようにお考えになられているのでしょうか。

3、そして、車も大変な被害を受けましたが、車の避難所がありません。これは、必要ではないのでしょうか。

そして、4番目、佐用駅、これは何回も質問しておりますが、2回も浸水しました。駅

というものは、やはり公のもので、避難所になってもいい場所が、浸水してしまうわけですから、改良すべきだと思いますが、これまでの答弁は、構造上できないとか、お金があればするという事を答えられましたが、やはり、この佐用駅については、取り組むべき課題だと思いますが、どのようにお考えでしょうか。見解を伺います。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、2点目の、防災対策の強化を求めるといふご質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の質問でございますが、21年8月の豪雨災害では、かつて経験したことのない、記録的な豪雨によりまして、山腹が崩壊をし、谷谷から、大量の土砂や流木が流出をし、千種川本流、支流、広範囲において越水し、堤防が破堤するというような甚大な被害が被ったところでございます。

被災後は、国及び県、また、各方面からのご支援とご協力によって、復旧復興の取り組みに全力を挙げてきたところでございます。

兵庫県で実施をしていただいております緊急河道対策事業の、千種川、佐用川の災害復旧助成事業は、現在、進捗率で、用地9割、工事着手7割で、当初予定通り平成25年度完了を目指して順調に整備していただいております。また、幕山川、大日山川、江川川の災害関連事業は、一部を残して平成23年度で事業完了をしていただいております。

砂防事業では、平成22年度から平成24年度にかけて、国庫補助の激特砂防事業として11箇所の砂防事業を行っていただき、平成21年度から平成25年度にかけて、県単独事業として6箇所を事業実施していただいております。

議員ご質問の、大山谷川砂防ダムの今後の計画についてでございますが、今現在、発注をしていただいている進入路工事が平成25年2月末完成予定で、その後、上流側支川のえん堤工事を発注し、工事の進捗を見ながら下流側支川のえん堤工事にかかるということで、目標として、平成26年の梅雨時期までの完了を目標にですね、鋭意ご尽力をいただいているところでございます。

次に、国県とも協議をして、国道の下の部分の改良についてのご質問でございますが、議員のご指摘のとおり、今回の災害の原因は、現在、えん堤工を実施をしていただいている二つの谷から大量の土石等が流出し、瞬く間に国道下暗渠と小さな鉄道橋下が土砂で閉塞したことにより、被害が大きくなったというふうに思っております。

被害発生後、県に対して、現地確認をするとともに、改善検討をしていただくようお願いをさせていただいて、その結果、現在の大山谷川の2箇所に砂防えん堤を設置することで事業化が決定をしていただいて、現在、進入道路の工事を既に着工しているところでございます。

その経緯については、光都土木事務所の砂防担当課によりまして、上流域の二つの、えん堤を設置することで、土石の流下は抑えることができるとの判断から、国道下の改修計画までは考えていないということでありまして。

また、今回の豪雨災害で、JR沿いの応急仮工事を実施している箇所につきましては、えん堤工事と平行して、予算の確保を図りながら護岸の復旧工事を実施していきたいというふうな回答をいただいております。

今後、砂防えん堤が完成しても、当然、絶対安全とは言い切れませんので、状況を注視しながら、更なる改善が、どうしても必要であれば、各関係機関に働きかけていきたいと

いうふうに思っております。

次に、佐用商店街の防災対策についてのご質問ですが、指定避難所への避難を前提としたご質問と考えますが、町の避難の考え方は、地域防災計画にも示しておりますとおり、指定避難所だけの避難だけを考えるのではなくて、自宅や安全を確保できる場所に留まる待避。切迫した状況において屋内の2階以上に避難をする垂直避難。その場を立ち退き近隣の安全な場所に一時的に避難する一時的水平避難。また、更に、住居地と異なる場所での生活を、ある程度の長期間の生活を前提とした指定避難所などに長期間避難する、長期的な水平避難の四つを避難として考えております。

例えば、自宅等が安全であれば、危険な避難路を通して指定避難所に避難する必要はないということであります。

また、住民が避難行動を判断するために防災マップづくりを各自治会で取り組んでいたおいており、指定避難所だけでなく、各自治会で一時避難所を検討をしていただいております。一時避難所の中には、地域の中で安全と考えられる個人宅や公共施設などを一時避難所として考えておられる自治会もございます。

ただし、近年の豪雨災害は、短時間で、予想外の大雨をもたらす場合が多いことや、町で全域の状況を短時間に把握することは、困難であることなどから、地域によって指定避難所にも、一時避難所にも避難ができない状況も想定されるために、命を守るため、自助と共助が最も重要なことと考えて、自主防災組織、消防団、地域住民が一体となった体制づくりを進めているところでございます。

次に、夜間避難の場合の照明についてのご質問でございますが、

議長（西岡 正君） はい。答弁いただいておりますので、答弁の分だけお願いします。

町長（庵逄典章君） よろしいか。

議長（西岡 正君） はい。できるだけ早くお願いします。

町長（庵逄典章君） 短くと言われても困るんですけど。

議長（西岡 正君） そうですか。

町長（庵逄典章君） 佐用商店街の夜間照明は、ある程度整備されていると考えております。防災上、地震や大雨などの災害時には、照明がないことを前提に考える必要がありますので、住民の方には、わが家の防災マニュアルや広報等でも周知させていただいております。平時に非常持ち出し品として懐中電灯及び電池を準備しておき、災害時に懐中電灯を活用して避難する必要があります。また、ほとんどの家庭では、当然、懐中電灯は準備をしていただいているというふうに思っております。

次に、車の避難場所についてのご質問でございますが、佐用商店街の車の避難は、町民プールや生きがづくりセンターなどに移動されているというふうに聞いておりますが、新たに車の避難場所を設置することは考えておりませんが、ただし、現在の施設の駐車場等を活用することは当然でありまして、町民プールの入口にあるN T Tの空地も活用できるよう協定を締結をいたしました。

また、浸水しそうな場合だけの活用となりますが、佐用小学校の運動場なども活用できるというふうに思います。

また、町が車の避難場所を確保する場合、佐用商店街だけの車の避難場所を確保するこ

とはできませんので、全地域の車の避難場所を確保する必要があります。この場合、車の避難場所を確保することは不可能ですので、住民一人ひとりが、平時に安全な地域に居住されている親戚や友人などに依頼をし、災害時に車を移動するなど、そのことも避難行動の一部として考えていただく必要があるかと思えます。

次に、佐用駅の改善についてのご質問であります。JR佐用駅は構造上、地下に改札口と事務所がございます。十分な排水設備がないために水害時に事務所が水没し、長期間使用不能になるなど、課題のある施設であることは認識をいたしております。将来的には、根本的に駅舎の改造が必要であると感じていることにつきましては、これまでの一般質問でも回答させていただいたとおりでございますが、この施設は、当然、JRの施設でありますので、基本的には、JRで対応をしていただかなければなりません。

以上で、長くなりましたけれども、答弁とさせていただきます。終わります。

議長（西岡 正君） はい、ありがとうございました。

笹田鈴香君の発言は終わりました。

これからですね、答弁も含めた中で、時間の配分をよろしく願いしておきますので、できれば、答弁でも、これから打ち切らせてもらいますから、よろしく願います。

お諮りします。ここで、昼食のため、午後1時15分まで休憩したいと思いますと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） はい、ご異議なしと認めます。それでは、よろしく願います。

午前11時56分 休憩

午後01時15分 再開

議長（西岡 正君） それでは、休憩を解き、引き続いて一般質問を行います。

1番、石堂 基君の発言を許可します。石堂君じゃないですか。

失礼しました。16番、鍋島裕文君の質問を許可します。

〔16番 鍋島裕文君 登壇〕

16番（鍋島裕文君） 失礼します。16番、日本共産党の鍋島です。

私は、まず、外出支援事業として、多くの町民から支持されている、さよさよサービスの社会福祉協議会への移譲問題について伺います。

町長は、7月24日の議会、全員協議会で、この移譲について明らかにされたわけですが、この報告は突発的であり、議会や町民にとっては、この間、何の経過報告もされず、寝耳に水とも言えるものでありました。

本町の外出支援事業である、さよさよサービスは、この間、高齢者福祉施策の重要な柱として位置づけられてきたものであり、社会福祉協議会への事業移譲は、軽々しく行われていいものではありません。過疎高齢化の進む本町においては、町が外出支援サービスに責任を持つという現行形態は合理的なものであり、外出支援サービスは移譲ではなく、むしろ、その充実に努めることが町の責任であると思えます。

そこで、第1点目として、全員協議会で、唐突に出された社会福祉協議会への移譲問題の真意を明らかにするために伺います。

その1として、社会福祉協議会移譲という方針が至った経過を明らかにされたい。

その2として、過去、当局は、さよさよサービスが、神戸運輸監理部兵庫陸運部から問題ありとの指摘を受けたとの報告を全員協議会でしたことがあります。その問題点を全て明らかにし、結論として、兵庫陸運部は、さよさよサービスは違法であると言っているのか。

第2点目として、社会福祉協議会への移譲は止めるべきであることを求めて伺います。

その1、現在のさよさよサービスは、道路運送法でいう市町村運営有償運送の範疇ですが、社会福祉協議会への移譲は、法的には、福祉有償運送となるのか。

その2として、福祉有償運送であれば、利用者は障害者や要介護認定者に限定されることになるのではないのか。

その3として、福祉有償運送であれば、60歳以上の現行さよさよサービスの利用者のかかりの人が利用できなくなるのではないのか。どれほどの影響が出るのか。

その4として、社会福祉協議会への移譲サービスが後退しないという保証は、どこにあるのか。

その5として、さよさよサービスは、町営で町が責任を持ち、むしろサービスの向上に努めるべきではないでしょうか。さよさよサービスの毎日運行の実施こそ、町民の願いであり、実施すべきではないか。

第3点目として、そのさよさよサービスの毎日運行について、真剣な検討を求めます。

その1として、毎日運行に変更しても、手続きは、神戸運輸管理部への新たな届出は必要ないのではないのか。

その2、毎日運行した場合の新たな予算は、概算で、どのくらいの増額になるのか。

以上、この場での質問とさせていただきます。

議長（西岡 正君） それでは、町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、鍋島議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

まず最初に、さよさよサービスの社会福祉協議会への移譲についてのご質問でございますが、現在、佐用町が実施をしております、さよさよサービスは、平成19年2月からサービスを開始をし、今年度で6年目を迎えます。本事業は、道路運送法に基づき、市町村が実施主体となる市町村運営有償運送によって運行を行っており、佐用町公共交通会議において、その必要性が審議された後、佐用町が国に登録の届出を行い、許可を得て運行をいたしております。

市町村運営有償運送の運行形態は、市町村福祉輸送と交通空白輸送の2種類がありまして、当初は、身体障害者や要介護認定者などで、利用者登録をされた方の外出を支援する市町村福祉輸送という運行形態で、平成21年10月まで実施をまいりました。

平成21年11月からは、民間路線バス等の撤退によって、佐用町の交通空白地が、更に増大したことを受け、身体障害者や要介護認定者など以外の方でも利用できる交通空白輸送に登録内容を変更し、今日まで運行を行っております。

現在、年間延べ約2万人以上の方が利用されております、さよさよサービスでございますが、実施当初から、移動手段を持たない多くの高齢者にとって、重要かつ貴重な公共交通機関となっております。町といたしましても、さよさよサービスを交通施策のセーフティネットとしての位置づけ、その役割を果たしてまいりました。高齢化が、更に進む佐用町において、今後も、さよさよサービスを長期的に安定して運行をしていくことが重要で

あるというふうに考えております。

一方、全国に目を向けますと、市営・町営路線バス、コミュニティバスなど、これまで自治体の直営で行われてきた様々な交通施策は、将来にわたりサービスを維持し、更に向上させていくため、また、雇用の場を守り民間活力を有効的に活用するほか、コミュニティバスの運営などを地域住民で行い、地域活性化を図ろうとする動きが活発化してきており、事業主体が公から民にシフトする潮流にあります。

この度の移譲については、その潮流の中で、さよさよサービスを将来にわたってサービスを維持・向上させていくために、社会福祉協議会に事業を移譲し、介護現場など福祉の現場を良く知り、地域の高齢者の生活実態をよく知っている社会福祉協議会が運営をし、社会福祉協議会で実施の車椅子やストレッチャーを使用されている方を病院へ送迎する移送サービスや、福祉車両の貸し出しなどの事業と、さよさよサービスと共に運営することで、交通サービスと福祉サービスの一体的な事業展開を行い、サービスの維持・向上を図ろうとするものでございます。

この度、社会福祉協議会で事業実施する場合の国への登録は、過疎地有償運送と呼ばれるものでございます。過疎地域で、NPO法人や社会福祉法人などが実施主体となり、町民やその親族などの利用者登録をした方を自宅から目的地までドア・ツー・ドアで輸送できる種類のものであり、現在の、さよさよサービスの運行形態をそのまま移行できます。

更には、町地域公共交通会議での審議は必要ですが、出発地、もしくは、到着地の一方が佐用町内にあれば、町外にも輸送が可能で、この点については、現在、町が運行しております市町村有償運送では、実施不可能な部分であり、今後のサービスの向上を図ることができると考えております。

従って、過疎地有償運送事業と社会福祉協議会の従来輸送サービスが同一の実施主体となり、一体化することによって、将来的にはサービスの向上につながっていくものと考えて、社会福祉協議会の移譲を決定したところであります。

なお、現在、町で運行しております、さよさよサービスは、神戸運輸監理部の認可を受けて運行をしているものでございますので、申し添えさせていただきます。

次のご質問でございますが、先ほど申し上げましたとおり、過疎地有償運送となり、過疎地有償運送では、これまでどおり対象者を限定をいたしませんので、誰でも利用ができます。現行のさよさよサービスを利用されている方は、全ての皆さんが利用できますので、現状よりサービスが低下をすることはございません。

次に、移譲することでサービスが後退しないという保証はどこにあるのかというご質問でございますが、社会福祉協議会で実施されている各種福祉事業につきましては、これまでも町と連携を十分に図る中で実施されてきております。さよさよサービスのみでなく、他の各種福祉事業も含め、さらに連携を密にするとともに、町は可能な限りの支援を行いながら、地域福祉の更なる向上に努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、同サービスは町営で町が責任を持ち、むしろサービスの向上に努めるべきではないかと。さよさよサービスの毎日の運行実施こそ町民の願いでありというご質問と、続きます、さよさよサービスの毎日運行についてのご質問、全て関連がございますので、併せてお答えをさせていただきます。

このことは、これまで何度も説明をさせていただいておりますけれども、まず、公共交通の基盤は、さよさよサービスとか、だけではなくてですね、JR姫新線や智頭線などの鉄道、または、タクシーなどの全ての交通機関において構築をされるものでありまして、それぞれが共存していく中で維持、発展していくものであると考えております。従って、他の交通機関との共存を図る上で、さよさよサービスは、運行当初から、地域別の隔日運行を実施いたしており、更には、タクシーの運賃助成制度や、鉄道の利用促進にも取り組

み、交通網全体の維持を図ろうとしていることを、ご理解いただきたいと思います。

また、ご質問の、新たな届出が必要かとのことでございますが、変更による届出が必要なケースは、運行区域や路線などの延長、増加、あるいは、拡大、変更であり、地域別に毎日運行している現在から、毎日運行に変更する場合は、運行区域や路線の拡大に該当します。そのため、町地域公共交通会議で必要性の審議を経た後に、神戸運輸監理部への変更登録が必要となります。

続いて、毎日運行についての、仮に毎日運行した場合の予算についてのご質問ですが、毎日運行した場合、これまでも、また、いろいろと答弁もさせていただいたとおりでございますけれども、人件費、燃料費、車両維持費など運行にかかる経費がほぼ倍増するものと考えます。現行の運行で約 2,000 万円程度でございますので、その倍の 4,000 万円ぐらいはかかるものと思われま。

また、現行の車両台数は 5 台ですが、車両も、当然、倍の 10 台は必要となり、車両を 1 台 350 万円として 5 台購入した場合には、車両購入費で 1,750 万ほどが必要になるというふうな試算はできます。

以上、この質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

16 番（鍋島裕文君） じゃあ、答弁ありがとうございました。

では、再質問をさせていただきます。

まず、再質問の最初に確認しておきたいことがあります。ただ今、町長は、最初の答弁の中で、さよさよサービスというのはね、本町の重要なものだ。これはぜひ、継続していかなきゃいけないと。ああ、だったらやめるんかな、移譲をやめるんかなと思ったら、今の時代の流れは、公から民の流れだと。そういうことで、そういう流れの中で、社会福祉協議会に移譲という、そういった答弁で、むしろ論理の飛躍かなと思いつながら聞かせていただきました。

それで、1 点 1 点、ポイントについて、確認したいと思います。

まず、本町の外出支援サービスであるさよさよサービスを、社会福祉協議会に、本町の大方針からしてね、軽々しく移譲していいかという問題であります。

と言いますのは、本町には、町の方針を決める重要な計画があります。それは、一つは、今年の 3 月に決定した佐用町総合計画の後期基本計画。これでは、この外出支援についてはね、町独自の外出支援サービスの充実を図りますということを謳い、それから、これは平成 28 年までの計画。それから、本町は過疎地であります。過疎地ですから、過疎計画というのを立てておるわけですが、これは、平成 27 年度まで、後、3 年間の計画でありますけれども、この過疎計画においては、市町村運営有償運送、さよさよサービスをはじめとする外出支援サービス事業を継続して実施するというを謳っております。

まあ、町長は、社協に移譲しても継続というふうな理屈を言われるかもしれないけれども、これは、明らかにね、町の方針として、やはり町として責任を持つと。そういうことを明確に謳っているというのが、これが自然な解釈だろうというふうに思うんです。

こういう計画からして、本町の方針を変更するのであれば、それ相当の理由が必要だろうというふうに思うんですね。

で、今の時代の流れが公から民だというようなね、そういったことで、本町の独自計画の方針を変更していいのか。この点では、軽々しくすべきじゃないかというふうに思う

んですけれども、いかがでございましょうか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） さよさよサービスのですね、サービスそのものをですね、これを今後とも、しっかりと維持、継続して実施していくと。この方針、これは町の大きな方針として、何ら変わりはないわけです。

で、それをですね、実施団体として、社会福祉協議会に移譲する。これは、決して、町が民間に何も全て丸投げをして、町から手を離してしまうという考え方のもではありません。

先ほどの答弁でもお話しさせていただきましたように、社会福祉協議会というのは、町の方針の中で、社会福祉サービスを実際に、実施していく、いわば、町と表裏一体の団体。まあ言えば一体的な団体だというふうに、私は、そのように認識をいたしております。

そういう中で、これを社会福祉協議会にですね、サービスの更なる、社会福祉協議会としての、今までの移送サービス等も含めたサービスと共にですね、実施をしていくことが、町民にとって、何らマイナスの面はない。かえって、私は、プラスになるんだという考え方で、この移譲については、決定をしたというふうにご理解いただきたいと思います。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

16番（鍋島裕文君） まあ、社会福祉協議会と町と表裏一体の関係、お互いに福祉を補って充実していく、こんな基本的なことはね、当然のことなんですね。

で、私の質問は、今までやっていた、この、町が責任を持っていたね、このサービス事業を、相当の理由がない限り、また、町の方針で謳っている限りね、簡単に変更するというのは、問題じゃないかという点で、伺っています。

それで、移譲というのはね、これは、権限も責任も譲り渡すということですね。日本語で言えば。ですから、町が責任持たないんじゃないということを言われるかもしれないけれども、財政的な措置はするとか、そういったことを言われるかもしれないけれども、やはり、責任主体としては、これは町から社会福祉協議会に移ると。移譲であればね。というふうに、解釈されるわけでありまして。これは、当たり前だというふうに思いますけれども。

それで、だったら、なぜ、そんな結論を出したのかという問題ですね。やはり、これは、町長が勝手に考えたというふうには思いません。

当然のことながら、先ほどから出てますように、本町には、佐用町地域公共交通協議会、これが、設置されています。おそらくここで、この間、議論されてきたんじゃないかというふうに考えるのがね、妥当だというふうに思うんですね。

それで、ここの、この地域公共交通協議会の関係で確認したいのは、ここが、結局、国土交通大臣の許可を取るね、申請や何やらの、いわゆる合意を取る場所になっています。なぜ、合意が必要かという点では、初めての方も、テレビ見ておられるかもしれませんが、本来、一般自動車というのは、料金をいただいてね、有償運送というのはできません。いわゆる白タク問題と同じようにね。

ところが、道路運送法第 78 条でね、例外規定を設けていると。白ナンバーでも、市町村が運営する有償運送。それから、先ほど言われた過疎地有償運送。それから、福祉有償運送。これを国土大臣に申請して許可をもらえばね、有償運送はできますということで、そのための許可を取るための場が、地域公共交通協議会ということになっているわけです。

で、それで、この協議会ではね、この間、申請や更新、さよさよサービスを、これ、更新しなきゃいけないんでね、この間、いろんな申請や更新をされてきています。

旧町時代は、旧南光町が平成 14 年 3 月 27 日。旧佐用町が平成 15 年 3 月 25 日。旧上月町が平成 15 年 6 月 25 日。旧三日月町が平成 15 年 6 月 30 日に、国土交通大臣に、この許可を取ってます。で、合併後、当然それは、生きていくということで、さよさよサービスが拡大運行されてきました。

で、当然のことながら、合併後はね、更新手続き、この協議会の同意を取って手続きされておるわけですけども、当然のことながら、現在、許可を取っておりますので、公共交通会議で、許可を取ったというふうに思うんですが、合併後の更新や申請の関係ですね、どのような経過をたどっているのか。で、今の許可は、いつまでであるのか。このあたりについて、答弁をお願いいたします。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。町長ですか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（平井隆樹君） 失礼いたします。

今こう、鍋島議員が申されましたように、合併以前は各町で、それぞれの取り組みがなされておりました。

合併後は、19 年の 3 月 31 日までなんですけれども、合併前の事業を継続するというところで、事業を実施してきております。

で、その中で、町長の答弁の中に、19 年の 2 月から、さよさよサービスを始めた。それは、2 カ月ほどは実証運行という形で実施しておりましたので、少し、時がずれてきます。

最初に、市町村運営の有償運送ということで、福祉輸送を実施しておりました。これが 19 年の 4 月 1 日から 22 年の 3 月 31 日までの許可を取っておりました。その中で、町長の答弁の中にもありましたように、21 年の 10 月 31 日で、いったん廃止をいたします。その後、引き続いて、21 年の 11 月 1 日から 23 年の 10 月 31 日まで交通空白輸送という形に切り替えて事業をやっております。これにつきましては、10 路線を計画に挙げまして、認定を受けております。

それから、その後、1 回、切り替えが来ます。その切り替えが更新なんですけれども、23 年の 11 月 1 日から 26 年の 10 月 31 日まで、これが更新でございます。

以上が、今まで行っております関係のものでございますが、もう 1 点ありますのは、同じなんですけれども、三日月の駅からテクノまで、今、ウエスト神姫をお願いしておった分がこう、廃止されたので、町がコミュニティバスを走らすということで、24 年 4 月 1 日から、この路線も追加いたしまして、現在は、11 路線でやっております。現在の状況は以上でございます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

16 番（鍋島裕文君） 分かりました。

それで確認したいのは、現在ね、さよさよサービスの許可というのは、今、課長言われたように、平成 26 年の 10 月 31 日ですか、ここまで許可を取っているということですね。ということは、これ当然のことながら、この更新をする時にはね、地域公共交通協議会の承諾を取って、これは添付書類になってますから、挙げられているというのはもう、明白だというふうに思うんです。

逆に言えば、地域公共交通協議会はね、平成 26 年の、この 10 月までの、結局、申請を認めておるわけですから、先ほど、町長が言ったように、この場になって、例えば、公から民への流れとかいうことでね、この地域協議会の決定を覆していいのかという、まあ、面があるんです。

つまり、町長が言われている、この移譲については、地域交通協議会の中でもね、当然、議論されたんじゃないか。それなくして、町長が、独自に、突発的に言っておられるのか。そのあたりの内容についてね、私は、この協議会の中で、当然、議論されたというふうに思うんです。そのあたりの実態。

それから、議論されたとしたら、協議会は、平成 26 年までは認めていると。さよさよサービスは。これは決定事項ですから、そのあたりの内容について、明らかにしていただきたいんですけれど。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） そういう許可の有効期限は、まだあります。

ただ、先ほど申しましたように、このサービスは、今後ともですね、長期的に、安定的にサービスを実施していきたい。そういう、将来をにらんでですね、この過疎地有償運送、こういう形で実施したほうが、より長期的に運行、安定した運行ができるんじゃないかという考え方があります。

ただ、この過疎地有償運送につきましては、町が直営することができないという一つの制約があります。これは、そういう NPO 法人とかですね、社会福祉法人、こういうところが実施団体となるという規定があります。そういうことも含めて、社会福祉協議会で、実施をしていただければいいんじゃないかと。そうすれば、社会福祉協議会の、今までのサービスも一体的なものができるんじゃないかと。そういう、ずっと、関係の中で、協議をしてきて、社会福祉協議会への実際の実施をお願いしていこうということに決定をしたところでございます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

16 番（鍋島裕文君） じゃあ、今、お話では、その協議会の中でね、議論をして、社会福祉協議会への移譲を決定したというふうに聞こえたんですけども、それは、間違いないのかという 1 点、確認しますよ。

それから後、過疎地有償運送だろうと、市町村運営の有償運送の空白輸送だろうとね、基本的には、あまり変わらないんですよ。むしろ、それは、事業主体がね、市町村運営の場合は町がやるということなんですけれども、ただ、そのメリットは、唯一、先ほど挙げられたのは、町外でも送れるというようなことを盛んに過疎地有償運送のメリットみたいに聞こえるように言っておられるんですけども、逆のマイナスの点もあるんですね。これはまた、後ほど確認しますけれども。

最初に確認したいのは、その協議会の中で、この移譲を決定したというのは、間違いありませんか。

[町長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 7月に地域公共交通会議を開催して、そこで決定をいたしております。

[鍋島君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

16番（鍋島裕文君） その決定は、本町の公共交通協議会、これ、設置要綱というのがあるんですね。決定する場合は、多数決ということに、これは要綱ではなってます。

当然、多数決等での決定をされたのか。反対の意見はなかったのか。そのあたりの内容はいかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

[企画防災課長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（平井隆樹君） 別に反対意見等はございませんでした。

ただし、その、地域の公共交通のタクシーの部門から、少し意見が述べられて、タクシーの方を侵害しないようにということで、町長答弁、一番最初の答弁の中でも申し上げたと思いますが、毎日運行する場合には、非常にこう、問題になってくるわけなんですね。ですから、町としても、今は、毎日運行は考えていないと。今までどおりの、そのままを継続して、やり方を、空白輸送から、今度は過疎地輸送に変えるだけのお話をさせていただいております。

以上でございます。

[鍋島君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

16番（鍋島裕文君） そういうことになればね、過疎地有償運送が、現在の市町村運営有

償運送よりも優れているというふうに、町長は盛んに言われるんですね。で、果たしてそうなのかという点では、どうなのでしょう。

つまり、現行のね、さよさよサービスは、これ、何に基づいて料金決めているかと言いますと、町条例であります。町条例で料金を決めている。これは明白ですね。この町条例を変更したりどうのこうのするのは、議会の議決が必要なんですね。当たり前です。

で、この、社協に移譲した場合には、これは、道路運送法の施行規則でね、事業者が利用者に説明すればいいということに、これ、施行規則はなっておるんです。

そういうことからすればね、この利用料金の問題にしても、それから、盛んに今、町民の方から出されている、その、タクシー業者の民業圧迫問題は、ちょっと置いておいてね、要望として出されている毎日運行の問題にしてもね、これは、町民の声を届けて、議会で議論するというようなことは、これはできなくなりますね。だって、町の事業じゃないんだから。

そういう点から見たらね、果たして本町のサービス、さよさよサービスに、町民の声がきちっと反映されて、そして監視もし、向上させていく。そういうことが、できるのかという点ではね、移譲すれば、当然のことなら、議会なんか関係ありませんから、できなくなります。そういう大きな問題を含んでいるんじゃないか。

確かにもう、議会なんか関係なく進めていくんだというようなことで、やれるかも分からないけれども、やはり、議会は議会の立場があります。町民の声を届けるという立場がありますから、そういったことも加味してね、この協議会で議論されたのかどうか。そのあたりいかがでしょうか。

[町長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵谷典章君） 社会福祉協議会は、基本的には独立した社会福祉法人ですがけれども、しかし、先ほど、実際は、町の福祉サービスの実施団体としてですね、町としても十分に連携を取って全ての福祉サービスを行っております。

だから、この輸送サービスを社会福祉協議会のほうで実施していただいたとしてもですね、特に重要な料金の問題でありますとかね、また、その運行形態を変えとか、これについては、当然、今後とも、町としてはですね、しっかりと社会福祉協議会と連携を取って、必要な時には、当然、町からの指導もさせていただきます。

それにはですね、議会として何も言えないと言われてますけれども、社会福祉協議会に對しまして、少なくとも、そういう福祉サービスを行うための全体の予算として、町から予算を社会福祉協議会に支払っているわけです。年間、5,000万近いですね、町からの助成をした中で、社会福祉サービスを行ってます。

で、この度の、この輸送サービスにおいても、これを決して、採算取れる、独立して採算取れる事業ではございません。これにかかる経費についてですね、全て、町の方が社会福祉協議会に対して全額保障していくということですので、今、鍋島議員が心配される、何も言えないのではないかなというような心配はしていただかなくてもいいと思います。

[鍋島君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

16 番（鍋島裕文君）　　これ、心配していただかなくても言われても、これ、法律上の話しておるんですね。議会は議決するところなんです。それだけの権限が与えられておるんです。社会福祉協議会、補助金出してますので、どがいぞよろしく申し上げますといううなものじゃないんですね。

町条例であれば、町の責任であれば、議会が議決できるんです。それと、社会福祉協議会に意見として議会が挙げるということは、全く性格が違う。法的にも全く違う。そのことは、もうこんな言わなくても、町長分かっておられて言っておられるんだろうけれども、全然違うんですよ。

で、それで、結論から言いますとね、法律的には、後2年以上残っていると。まあまあ、2年ちょっとですけどね、さよさよサービスを続けれることは、これは明白です。先ほど、課長言われた。そういうことであればね、なぜ、ここで慌ててね、もう来年の4月には、社会福祉協議会に移譲してしまうというようなことを言われるのか。それも、この間、ほとんど議会には言っていない。この7月に、突発的に、まあ、突発的に聞こえましたよ。もう移譲するという話はね。に、突発的に言って、もう来年の4月にやる。それこそね、ちょっとこれは、議会無視とは言いませんけれども、軽視とも言わざるを得ないんじゃないかと。もう全てが町長と協議会で決めていけばいいんだと、そういうものではないというふうに思いますね。

そういうことからすれば、やはりもうちょっと慎重な対応をすべきじゃないかと。

法的に問題ない。それから、社協に移譲すれば、利点もあるけれども、マイナス点もある。マイナスと認めないんですか。首傾げてあるけれども。マイナス点もある。本当に責任持とうと思えば、やっぱり町がすべきだと。で、町の大方針にも掲げている。これらのことを考えればね、もう早く来年の4月に移譲というのは、これは時期尚早だし、問題があるというふうに考えますけれども、このあたりいかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君）　　はい、町長、答弁願います。

町長（庵途典章君）　　何度も答弁させていただいておりますけれども、特に、私は、社会福祉協議会に移譲することによってですね、そういう心配をされている、また、指摘をされる問題点はないというふうに思っております。

で、まあ、マイナス面もあるということですが、プラス面の方はですね、町外への輸送も可能になるということ。これは、今、地域の皆さんの利用の要望においてもですね、医療機関等、どうしても町外への医療機関に掛かっておられる方も非常に多いわけです。そういう方にとっては、非常にまあ、これは大きなサービスの向上につながると思います。

また、議会においてのですね、今言われる法的な問題、それは最終的に予算というものが、きちっと提案をさせていただきます。その中で、その予算の審議、また、議決の中で、そういう決定をしていただければいいと。チェックをしていただければいいのではないかと。というふうに思います。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君）　　はい、鍋島裕文君。

16 番（鍋島裕文君） まあ、町長も問題ないという立場なんだけれどもね、今の、この、聞いて、一般質問だけでもね、考えられる問題点も出てくるんですよ。

それこそ、実際問題、問題があるかないかはね、これはもっと突き詰めて検討していけばね、いろんな形で出て来ると思う。

やっぱり、それを当然、十分にね、検討をして結論を出すべきだ。この点はもう、当たり前のね、私は、意見だというふうに思います。

これ、ぜひ理解していただきたい。

それから、確認だけれども、民業圧迫の問題。毎日運行すれば、民業圧迫という問題、当然この民業圧迫というのは、この協議会の中でも、出ていたというふうに、これはもう、3月議会の平岡議員への答弁に対してね、既存の運行業者と共存していかなければならぬい云々とか、民業圧迫問題というのは町長が答弁で言っています。

そういうことからしたら、過疎地有償運送、社協移譲で、これ、民業圧迫が解決するだけでも考えておられるのかどうか。このあたり、いかがなんでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） そんなことを考えてません。

〔鍋島君「ないでしょ」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） それは、今までの中でも、確かに、一部は、そりゃあ民業圧迫になっている部分もあるんですけども、そこは、やはり全体の交通体系として、これを一体的なバランスを取って、町内の皆さんの交通体系というものを、町としても、総合的に考えているということですので、何も、その、民業圧迫が解決するとか、何とかというような、何か、そういうことへ話をされるとするのは、私は、ちょっと理解ができないんですけども。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

16 番（鍋島裕文君） 毎日運行の強い要望について、民業圧迫という問題で、町長、答弁されておるんやね。なるということと言われておるわけだから、その民業圧迫問題で言うておるんだけど、じゃあ、ちょっと確認しますけれどね、本町には、タクシー業者が5社あります。で、それぞれ、だいたい、23年度決算なんか見てみましてもね、町から、タクシー業者へ払っているお金というのは、だいたい2,000万円ですね。多少の前後ありますけれども、2,000万円です。

で、これは、個人負担分を除いてますから、この2,000万円に後、個人が2,000円までは半額負担ですから、倍ですね。総額は、町の委託金の場合。まあ、2,000円以上は、町が2,000円で、1,000円個人負担ですから、概算して、4,000万円にならなくても、4,000万円とした場合にはね、1社当たり800万円と。5社ですから。平均ですよ。ぐっと落として350万としたら700万円。そういうふうな計算になります。

そういう中でね、私どもも言っているように、その民業圧迫問題を真剣に考えようとすれ

ば、そのタクシー助成制度を残しながら、今の3回の回数制限を緩和していく方向ですればね、当然、これは、タクシー業者の利益になるわけですから、そういった民業圧迫問題の一つの解決の方向というふうに思うんですけども、これやっぱり、ほんまに考えるべきじゃないかと。そういった内容を、社会福祉協議会に伝えられるのかどうかね。全く伝えられないのかどうか、そのあたりも大事なポイントなんで、確認します。

それから後、さよさよサービスの毎日運行で、現行の2,000万が4,000万ということがあります。実際、全て倍になるかどうか、それはね、ち密な計算しなきゃ分からないんだが、現行は、経費は年間2,000万円。例えば倍になったとしてもね、やっぱりこれほど重要な事業ですから、23年度でも、前年に比べて7億円追加して、87億円の基金総額になってます。そういう、財政をね、将来に残しておくことも大事だけれども、今生きて、困っている人たちのためにも使うというのが、町長としての、行政責任者としての姿勢じゃないかというふうに思うんで、この2点について、簡単にお問い合わせいたします。

[町長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） タクシーへのはですね、配慮、これは、当然、やはり、それぞれ、仕事でですね、5社であっても1人だけじゃない。その中に何人もの運転手さんもおられてですね、その仕事で生活をされているわけです。

で、当然、そのことに対してですね、町としてもタクシーの助成制度等で支援もしております。

しかし、実際、輸送、この公共交通会議においてもですね、業界からはですね、非常に厳しい意見は、当然、出てきます。ですから、そのことについてもですね、やはりお互いに、これは、共存共栄していかなきゃいけない。成り立っていかなきゃいけないと。そして、住民の、町民の皆さんの、その要望にも応えなきゃいけないと。そういう総合的な観点の中で、今の形態を作っているわけで、輸送サービス、タクシーの助成制度についても、既に、回数制限もですね、一部緩和して、それは、利用者の方にも使いやすいように、そして、タクシー業者においても、少しでもプラスになるようにということも、取り組んでいるところであります。

もう1点、何でしたっけ。

[鍋島君「社協に言うてくれるんかどうか」と呼ぶ]

町長（庵逄典章君） 社協には、当然、こういう問題もありますということは、お話ししていますし、だから、今の形態のまま、社協に、今、お願いをするということでもありますのでね、それを、また、社協として、逆に形態を変えるということが、中で出て来る。議論として出て来るのであれば、これは町としても一緒になって、その問題については、協議をし、また、予算の問題の中でも、その対処しなきゃいけない話なんで、十分に指導はさせていただきます。

[鍋島君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

16 番（鍋島裕文君） 今のこの場での議論だけでもね、いろんな問題が、社協への移譲はね、出て来るわけでね、やっぱり十分な検討をすべきだと。

本当に町民のためになるのは、どうなのかという点はね、やっぱり、これはいろんな問題点を検討しないと、見えないわけで、その点では、軽々しく、来年の4月というようなことでね、移譲は、やっぱりやめるべきだと。十分に検討すべきという点を、指摘しておきます。

で、時間もありませんので、次の問題に移ります。

次に、過去の町長答弁を検証するとして、3点の質問をいたします。

第1点目としては、国民健康保険の擬制世帯変更の周知徹底を平成20年9月議会で求め、町長並びに課長は、周知するとの答弁であったが、その後の実態は改善されていないのではないか。擬制世帯というのは、世帯主が社会保険や後期高齢者医療制度の被保険者で、国民健康保険の被保険者ではなくても、国民健康保険の世帯主として扱われるものです。この問題点としては、実際の被保険者が低所得者であっても、国保税の7割、5割の減額制度が適用されないという点であります。質問当時は、665世帯も擬制世帯があり、変更されていたのは16世帯というものでありました。

そこで、その1として、現在の擬制世帯数と昨年度、変更手続きをされたのは何世帯か。

その2として、変更することで、国保税軽減世帯となるのは何世帯か。

その3、制度の徹底周知を真剣に行うべきではないか。

第2点目として、病院窓口での医療費患者負担の支払いは、国民健康保険法第44条で、災害や失業など特別の事情があれば減免されるという制度があります。これは国保税の減免じゃなくて、病院窓口での減免です。この法的根拠が、国民健康保険法第44条であります。しかし、この制度は、町長が佐用町としての基準を定めない限り実施されないため、私は、平成22年12月議会で質問し、町長は、周りの状況も見て検討すると答弁しています。どう検討されたのか。

第3点目として、平成20年9月議会では、町長は、旧上月カントリー倶楽部の固定資産税の滞納に伴う延滞金8,000万円を免除するとの答弁をしています。その後、兵庫県は、延滞金を免除せず徴収したことからも、町長の処置は誤りだったと思いますが、本町の条例や要綱から見ても、延滞金免除の法的根拠がなかったことからしても、二重の誤りであったわけであります。

旧上月カントリーの免除は別として、事情によって延滞金の免除を行う本町の基準を明確にすべきではないでしょうか。

そこで、その1、現在、町税滞納者の延滞金最高額はいくらか。

その2、やむ得ぬ場合、本町の町税等の減免基準規程というのがあります。これに準じて延滞金免除規程を検討してはどうか。

以上、答弁、簡単によろしく願いいたします。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。13分しかありません。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、少し早口になるかもしれませんが。私の、一般質問での、過去の私が答弁したことに対する再質問ということでございます。

まず、現在の擬制世帯数と変更世帯数は何世帯かとのご質問にお答えをさせていただきます。

現在の擬制世帯数は、平成24年3月31日現在で、687世帯。希望による、世帯主変更

世帯数は 66 世帯であります。

次に、変更することで、国保税軽減世帯となるのは何世帯かのご質問でございますが、この、世帯主変更制度につきましては、佐用町国民健康保険擬制世帯における世帯主変更取扱いに関する事務処理要領、平成 17 年 10 月 1 日要領第 20 号の、事務処理要領第 1 条及び第 2 条に、国民健康保険の世帯主となることを希望するとの記述があり、当該世帯の希望によりなされるものであり、国保税軽減目的のために、なされるものではないというふうに考えております。

現在の、佐用町の、国保税額算定電算システムは、この要綱等の特例世帯における、軽減対象の試算ができるプログラムではないために、軽減対象世帯の抽出等は困難であります。

次に、3 番目の、制度の周知徹底をすべきということについてのご質問であります。国保の加入・喪失など、各種異動届出や、納税相談等の来庁者、電話等の対応時において、随時、制度の説明を行っております。

また、世帯主変更制度を周知するため、個別通知については、その世帯の希望により判断されるものであり、実施する予定はありません。

次に、国保法第 44 条の、患者負担減免制度の具体化を検討するとの答弁につきましてのご質問にお答えをいたします。

平成 22 年以降、鍋島議員より同様の質問を受け、県下の状況や近隣市町の状況により、減免要綱等の作成を検討するとの答弁をさせていただいております。平成 23 年度において、県下の策定状況調査の結果、大多数の市町において、要綱等が既に作成済みの状況であり。また、平成 23 年 11 月 1 日の兵庫県医療保険課による、佐用町国保への、特別実地調査において、国民健康保険法第 44 条の規定に基づく、療養の給付に係る一部負担金の減免等の要綱等が未整備であるとの指導助言を受けて、平成 24 年 3 月 30 日要綱第 14 号として制定し、本年 4 月 1 日から施行して、佐用町例規集にも登載をいたしております。

次に、3 番目の、町税滞納金の免除についてのご質問をお答えをさせていただきます。

前段の、旧上月カントリークラブの滞納固定資産税延滞金 8,000 万円を要綱もないのに免除した。この免除が誤りであったが、とありますが、ご承知のとおり、旧上月カントリークラブにつきましては、会社更生法に基づく更正計画書の中で、298 億円にも上る一般更正債権の弁済率が 0.1 パーセントになること。最大租税債権者である本町が延滞金免除に同意できない場合は、更正計画自体が提出できず、本税 1 億 6,000 万円の徴収も危ぶまれる状況にあったために、本税 1 億 6,000 万円の一括納付を条件としながら、ゴルフ場の存続を図るため、上位法令であります地方税法第 15 条の 9 第 2 項第 2 号の、納税者若しくは特別徴収義務者の事業又は生活の状況によりその延滞金額の納付又は納入を困難とするやむを得ない理由があると認められるときは、延滞金を免除することができるという規定に基づき、免除を行ったものであり、その処理は適法であったと考えております。

また、旧三日月カントリークラブにおける会社更生法の適用の際にも同様の免除措置が講じられております。

次に、個人の町税滞納者の延滞金の最高額はいくらになっているかでございますが、平成 24 年 5 月 31 日現在における個人の滞納税に係る延滞金の最高額は 256 万 1,300 円となっております。

次に、やむを得ない事情がある場合、町税等の減免基準規程に準じて、延滞金免除規程をとのご質問でございますが、現在、佐用町におきましては、町独自で延滞金免除規程の制定はいたしておりませんが、地方税法第 15 条の 9 に定められております免除規定に基づき、災害に遭われたり、リストラ、倒産等により失業されたり、病気や怪我で一定期間働くことができない等の理由で納税ができないことにより、徴収猶予の決定をした場合

には、その徴収猶予期間に係る延滞金の全額を免除し、また、不動産や定期預金の差押を行った場合等には、それ以後に発生する延滞金について2分の1を限度に減免をする運用を行っておりますので、改めて、今、町独自の要綱を制定しなくとも支障はないというふうに考えております。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

[鍋島君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

16 番（鍋島裕文君） じゃあ、時間まで、簡単に聞きますので、簡単に教えてください。

擬制世帯の問題での点で、確認したいんですけども、これ、確かに、要綱等でね、希望する方が変更届、出せるとなっているのは、そのとおりです。

で、問題は、この擬制世帯というのはね、最初に言いましたように、被保険者がいくら低所得で酷い状況になったとしてもね、減免の場合は、高額、まあ高額かどうかわかりませんが、社会保険や何やら、働いている世帯主の所得を加算されるという仕組みで、ほんまに実態に合わないものです。

で、問題は、希望するかしないかはね、こういった制度を、きっちり熟知してこそね、希望というのは出て来るんですよ。何にも、そういったことを知らなくて、希望がないと言ったってね、これは、無理な話です。

ですから、要綱で希望ということ書いてある前提としては、町は、こういった制度はありますということを知っていてこそ、希望というのが生まれるんじゃないか。この点を確認します。

それから、まあ、もう時間ないですね。それだけ頼みます。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

[住民課長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（梶生隆弘君） 周知につきましては、平成 20 年当時、保険証の一斉更新の時に 1 回、そういった周知はさせていただきました。

それ以後、保険証が、めんめ、めんめの、一人ひとりの保険証になった時から以降、それぞれ、被保険者の、それぞれ、得喪の届け出だとか、納税相談時において、それからまた、ここに書いておりますように、電話の応対時においても、こういう制度がありますよという形で、随時、町民の方にも説明をしておりますので、こういった形での周知という形で、ご理解をいただきたいと思います。

[鍋島君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

16 番（鍋島裕文君） 議長、これで終わります。

議長（西岡 正君） 16 番、鍋島裕文君の発言は終わりました。
続いて、1 番、石堂 基君の発言を許可いたします。

〔1 番 石堂 基君 登壇〕

1 番（石堂 基君） 1 番議席、石堂 基です。

私は、今回、3 点の質問。まず 1 点目にこの場で、公共的広域施設における地域問題の解決に向けてを伺います。

6 月定例会において、中国自動車道や姫新線をはじめとした広域施設における地域問題の提起を行いました。その後、これらに関して、この質問、あるいはその答弁、対応について住民の皆さんからも、改善を求める意見が、私の元に寄せられてきました。

そこで、次の項目について伺います。

一つ目、各施設の現状調査は行われましたか。

二つ目、既に要望が出ている内容については、具体的な取組が行われましたか。

三つ目、各関係自治会への調査等に行われましたか。

四点目、今後、どのような取組を考えていますか。

以上、この場での質問とさせていただきます。

議長（西岡 正君） はい、それでは、町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、石堂議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、最初のご質問の、公共的広域施設における地域問題の解決に向けてということで、前回、6 月議会の一般質問でご指摘のありました、中国自動車道法面の現状について、現状を確認をいたしましたところ、議員ご指摘のとおり、皆田から本郷間は、法面全面に葛が繁茂しており、境界のフェンスも経年によって金網の根元部分が錆びている状態でした。また、他の地域もほぼ同様な状況でありました。また、姫鳥線においても開通して 2 年しか経過をしておりませんが、法面は同じような状況になっている傾向が見られます。

次に 2 番目、既に要望が出ている内容についての具体的な取組みでございますが、中国道の状況は、佐用インターから津山方面を管理をしておりますネクスコ西日本津山高速道路事務所に確認をしたところ、皆田・大垣内両自治会からの要望については、遅くなりましたが 9 月に予算が確保されたとのことで、具体的なお話をこれから地元自治会と協議をしたいとの回答でございました。そのほかには、本位田自治会から法面の除草要望が生まれ、除草を、既に、この本位田については行ったということでもあります。

また、福崎高速道路事務所が管理する福崎方面は、地元からの要望は、特に聞いておりませんが、除草に関してはフェンスの内側 1 メートルを適時行っているということでございます。

次に、国土交通省鳥取河川国道事務所が所管している姫鳥線については、地元からの要望は特に聞いていないとのことでありますが、通常年 1 回の法面点検を行い、除草樹木の伐採が必要な箇所には、状態を見ながら対応しているとのことでございます。

次に、各関係自治会への調査は行われたのかのご質問でございますが、要望が上がってきた自治会については、現地に出向き状況等を確認したのち関係事業者へ連絡し対応をさせていただいております。ただ、全ての関係自治会への調査等は行ってはおりません。

今後どのような取組みを考えているのかとのご質問でございますが、先般、中国道の沿線地域で組織された連絡協議会総会が開催をされて、関係事業者が参加する意見交換会において、佐用町内の現状を述べさせていただきました。また、他の市町の発言の内容も法面の除草についての意見が大半を占めておりました。今後も、それぞれ、関係事業者へ地元からの要望を伝えるとともに、いろんな機会を通じて現状を訴え、予算の確保と速やかな対応をお願いをしていきたいというふうに考えております。

以上、まず、最初のご質問に対する答弁とさせていただきます。

[石堂君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1 番（石堂 基君） それでは1点目について再質問と言いますか、意見の交換をさせていただきたいんですが、前回、6月に一般質問させていただいて、3カ月しかあいてない中で、非常に、早急にまた、今回、一般質問ということで、問題が、それだけ重篤化しているかという、そうじゃなしに、少しここで詰めてお話をしている形を変えていくのがいいのではないかなというふうに思って、今回、挙げさせていただきました。

確かに、現状を、担当課長なり町長の方もご覧いただいたかどうか分からないんですけども、見ていただいたということは、これは一つは大きな成果だったかなと思いますし、やっぱり、そうした中で、従来からも、そういう問題点というのは、個人個人、あるいは、各自治会ごとには、要望が出され、それに個別にネクスコなりが対応していたという実態は、これは確かにあると思うんです。

ただ、やっぱり、これだけ広域的に、あるいは維持管理というのが、管理者の方で十分にできなくなっている状況から察知すると、やっぱりここ数年の将来的な対応としてね、従来どおりの形の要望、あるいは、その対応では、やっぱり現場が負けてしまうというんか、地域の環境は更に悪くなる一方かなと思うんです。

で、それを踏まえて、今後の対応ということで、先ほどの答弁の中にもありましたように、協議会なんかで、そういうふうな話をする機会があったということで、報告をいただいたんですけども、私も、これ、つい最近、ちょっと関係者の方からいただいたんですけども、その時に出される要望書をですね、私、こんな細かに内容が出ているというのは、実は承知してなかったんですが、これ手元に21年、多分、今も同じような形で出ている、一応、津山管理事務所の所長あてに、ここの協議会のほうの、当時、21年ですから、会長が加西の市長の名前になってますけども、これは多分、関係する佐用町の方だけが、抜粋して、この中に出ているのかなと思うんですけども、まさに、ここのとこに書いてあることというのは、遮音壁の設置が、まず1点目にあって、2点目に法面、中央分離帯、高架下等の維持管理ということで、6月に一生懸命熱入れて一般質問うか、意見させてもらったことが、要望趣旨で、全部ここに書いてあるんで、まあ、ここまで把握しておってんやったら、もう話は簡単かなというふうに思ったんですけども、まあ、要は、今までだったら、この要望書を出して、向こうの対応を、予算の範囲でやっていたやつを待つと。あるいは、個別に、地元の自治会個人がやっておったやつで対応していくということだと思ってしまうんですけども、やっぱりこれだけ、沿線の中で、問題が多重化していくということになれば、ある一定期間で、やっぱり地元の調査というのはね、やる必要が僕はあるんじゃないかなと思うんです。

で、建設課なり農林振興の方に上がってくる、そういう要望に対して、こういうものの、上部に要望書を意見反映するという形じゃなしに、毎年とは言いませんけれども、せめて、

2年に1度ぐらいは、関係する自治会というのは、全て分かるわけですから、調査票でも聞き取りでもいいですよ。多分、その地域、地域によって、個別の問題。排水路の問題、法面の問題、フェンスの問題、日照権の問題、そういうようなものを、全部まとめた上で、一覧にして、当然、こういう要望書に出す方が、よりやっぱり、向こうに対する要望力というんですか、そういうものが上がってくるだろうし、逆に地域にすれば、これを出してくれて、じゃあ、その返事がどうだったのということで、確認が一つ一つできるというのがあると思うんです。

そのあたり少し、全地域の調査ということ。6月の段階では、検討してみますという回答だったんですけれども、そのあたり、どうでしょうかね。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 調査をしないと分からない部分もあるんかもしれませんが、この、特に、中国縦貫道というのは、もう建設をされて30数年が経っております。その間、そういう法面等、また、排水の問題、そういうことについては、ずっと定期的にやってきました。

ただ、段々とですね、新しい道路もできたということで、山陽道ですね。中国道が交通量が減ってきた。前の公団からですね、西日本高速道路株式会社。民間会社になった。そういうことも関係すると思いますけれども、この道路維持に対する予算というものがですね、これは会社の内部のことなんで、私達が、どうのこうの言うことじゃないかもしれませんが。必要なことは、ちゃんと予算化してもらったらいんですけれど。要望しなきゃいかんのんですけれども、実態として、非常に、要望に行っても、担当者、現場においては、予算が、非常に厳しいんですということの回答が、まず、ございます。

で、その中で、昔は、2年、3年に、綺麗に法面が管理されたものがね、放置をずっとされていると。強く要望した所が実際は実施されるとかというようなことも繰り返されてきたという感じがいたします。

ですから、なかなか、今、いくら、じゃあ、どこも調査をして、全ての所をやってくださいと言っても、なかなか、会社の現場として、管理事務所としてですね、その対応に合わせるだけの状況にはないなということは、向こうの状況を、私のほうが見ると、そういうふうに感じます。

ただ、定期的にですね、草の方は、確かに、毎年ずっと生えるんですけれども、法面において、そういう草、葛だけではなくってですね、葛だけではなくって、もう大きな、例えば、木になっているような、そういう所も出てきます。そういう中で、2年、3年なら、きちっと、毎に、草刈を、除伐をしていただくと。きちっと草を刈り払いをするというような形のことはね、要望に、今、しているところです。

ですから、当然まあ、沿線の関係自治体というのは、皆さんもよく分かっておりますし、実際に、担当者としても、町としてもですね、どういう状況にあるかということは、概ね分かっていることだというふうに思いますので、調査といっても、アンケートみたいな調査をしていたら、自治会からは、今さら何言っているんだというふうに怒られるかもしれません。そんなことは、もう分かっているだろうと言われるかもしれません。

ただ、本当に、4年も5年も放ったらかして、もう、こうかの木が生えたりですね、そ

んな状態になっているような所については、特にですね、期限を決めてですね、やっていただくような要望の仕方、これからしていかなきゃいけないというふうに思うところです。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1 番（石堂 基君） 町長、ちょっと、6月の一般質問の時のやり取りいうんか、思い出していただきたいんですけども、私が、この問題を最初に提起させていただいたのは、直接、とりあえず集落なり周辺の皆田の自治会と一緒に公団等に対する要望をやってますよと。

で、そうした中で、より上部での予算要求というのが必要なんで、ぜひ、石堂さん、地元のほうからも、町長なりに言って、協議会の場で、積極的に、こういう問題提起をして要望してくださいということをネクスコの内部から漏れてきた話で、町長、ほな、行って頼みますわというふうにお願ひしたんで、当然、それはネクスコの内部事情なんでしょうけれども、地元が、ある程度、行政が周辺の状況も分かっているから、それで、こういう協議会で要望するというのは、これはもう、通り一遍、当たり前のことで、これまでもやられてきて、やっぱりこれだけのものが重なってきているのでね、ここで、ちょっとやり方を変えないと、これは結果一緒じゃないかなと。

で、予算的なことを言えば、それはネクスコもいずこも一緒に、更に厳しくなると。結局、沿線で予算の取り合いなんですよ。向こうの津山事務所の課長いわく。特に、福崎までは山陽道のアクセスがあるから、結構手厚いんやけれども、福崎を過ぎちゃうとというのは、これ多分、6月、僕、同じ話したと思うんですよ。

だから、そこらへんから見たらね、ほんまに、さっき町長言われたけど、力がある者が行って要求して、強い者の意見が通るといいうんが、それでありなんだったら、僕も、ここでは言いません。

でも、それは、やっぱり町内全部の、別に中国道だけじゃなしに、姫鳥道も姫新線も含めて、将来的なことを考えると、やっぱり、そういう、地域の要望をある程度、ちゃんと町が把握しておいて、全ては対応できなくても、全ては対応してもらえなくても、それはちゃんと、しっかりと毎年々、あるいは時期を決めて、2年に一度とか、3年に一度とかは要望を出して、それに対する向こうの答えを、ちゃんと地元に戻すという、そういうふうなことがやってもいいんじゃないかなというふうに思って、今回、また、同じように話を出させてもらったんです。

で、実態からすればね、町長、多分、6月の時に答えられたと思うんですが、金近のほうでは、毎年、全面的に草刈をしてもらえてたところがあったというふうに、多分、言われたと思うんですけども、多分、そういう所もあります。

それから、家の前のとこだけ、綺麗に刈ってもらおうお家もあります。それは、個人が言っているからね。で、言わない所は、そのままなんですよ。

でも、そういう状況を放置しておくというのも良くないでしょう。いずれは、これ、全部、ぐちゃぐちゃになるんやから。だから、なるべく、ルールのものが、対ネクスコなり、姫鳥の団体とできるんかどうか分かりませんが、やっぱり、行政としては、周辺の自治体というのから、公平などとは言いませんけれども、状況を全て把握した上で、こういう協議会に臨んでいただく。それを、毎年々、同じことになるかも分からないけども、やっぱり、こういう状況なんで、これまでしかできませんでしたという答えも地元に戻し

てもらう。そういう姿勢が、僕は、行政には必要じゃないかなと思って、これ、意見をさせていただいているんで、そのあたりだけ、手短に。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） これは、石堂議員、ご指摘のとおりだと思います。行政の立場としてはですね、公平にきちっと把握もして、また、適切な要望もしていかなきゃいけないということでもありますので、今後、自治会長さんに、また、お願いしなきゃいけないことになりますけれども、担当課のほうがですね、そういう要望を取りまとめて、調査をして、適切な要望ができるように、これから取り組んで参ります。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1 番（石堂 基君） そうした中で、皆田と本郷と大垣内については、春先から、津山事務所と、ちょっと交渉をやっているもので、また、する部分は、する部分で、別に進む可能性があるかも分かりませんが、全体的に、その影響が広がっていくような方向で、多分、各自治会ともやってくれると思うので、一応、報告は、また、後日させていただきます。

それでは、ちょっと2点目の方の質問に入らせていただきます。

これも6月の時に質問させていただいた関連で、少し、内容的に不十分、納得度が至らなかったもので、今回、挙げさせていただいてます。

ため池の防災対策などについて伺います。

町内に点在する154箇所のため池については、防災上の観点からも、通常時の事故防止の面からも適正な維持管理体制が必要と考えられます。前回の定例会における質問で、この内容について十分な理解ができませんでしたので、次の項目について改めて伺います。

1 番、ため池における事故防止対策は、管理者の責任に属するののか。

2 番、ため池の多くは戦前に築堤されたものと考えられますが、各施設の改修計画は考えられているののか。

3 点目に、旧町時代に作成されたと思われる、ため池崩壊予測図。これ、仮称ですがけれども、は、確認できましたか。あるか、ないか。また、この予測図がハザードマップ作成に必要と考えられますが、いかがでしょうか。よろしく願います。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。はい、町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、2点目のため池の防災対策などについてのご質問にお答えをさせていただきます。

ため池は、主として灌漑を目的として特定農業者のために存在しており、地元水利組織が所有者であり、占有者でございます。民法第717条には、土地の工作物等の占有者及び所有者の責任が規定をされており、ため池管理者が管理責任を負うこととなっており、事故防止対策についても、基本的に、ため池の管理者が行うこととなります。

次、2番目の、ため池の多くは戦前に築堤されたものと考えられるが、各施設の改修計

画というのは考えているかとのことでありますが、ため池の改修は、急を要する場合を除き、管理者からの申請に基づき実施することが基本であり、計画的に改修することとはしておりません。平成 24 年度より始めました、ため池点検制度を参考に、改修等の必要性が生じた場合は関係者と協議を進めてまいります。

次、3 番目に、旧町時代に作成されたと思われる、ため池崩壊予測図は確認できたのかと。また、この予測図がハザードマップ作成に必要と考えられるので、作成を行うべきではないかとのご質問でございますが、平成 7 年の阪神淡路大震災で、多くのため池が決壊したことをきっかけに、条例ため池の把握のため、兵庫県、当時、土地改良事務所が作成をした、ため池台帳の配布を受けており、その中に被害想定区域図がございます。この被害想定区域図は、ため池の規模や地形などを参考に概略的に作成をされたものであり、より細かく被害区域を想定するには、地形勾配、地区の状況等、詳細に調査をする必要があらうかと思えます。

現在、各地域で防災マップの作成がされており、その取り組みの中で、地域内の危険箇所とともに、ため池についても認識をされているものと思えます。

なお、次回作成のハザードマップにつきましては、河川改修終了後に各地域の防災マップも参考にして、小地域での作成を予定をしており、ため池についても記載の検討をして参りたいと思えます。

以上で、この質問に対する、この場での答弁とさせていただきます。

[石堂君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1 番（石堂 基君） 私の持ち時間は、まだ、30 何分あるんですけども、ゆっくりちょっと、1 点目の、要は、管理者責任ですね。事故防止に対する。その点について、申し訳ないんですけど、もう一度、民法の条例とか、その条文の一部を言われたと思うんですが、聞き取ることができませんでしたので、もう一度お願いします。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） まあ、これは法律上の話なんで、基本的な話をさせていただきます。

民法第 717 条に、土地の工作物や占有者及び所有者の責任が規定をされておるということで、ため池管理者においても、そういう、占有者、所有者というものがあるわけでありまして、その責任を負うということになろうかというふうに思えます。

[石堂君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1 番（石堂 基君） それでは、ちょっと 6 月の時にも見ていただいたと思うんですけども、町が決めているため池の保全管理に関する要綱ですね、で、この中の第 1 表の、それぞれの、その所有者及び受益者の管理一覧から見るとこの、その表現ですね。所有者の管理、受益者の管理。これでは、明らかに、所有者が、こういう事故防止についての管理を、対策をなさいと。で、受益者が、堤とか機能保持なんかのをなさいとというふうに書いている。この要綱と、この上位条例の民法の解釈とだったら、若干こう、つじ

つまが合わないと思うんですけども、そのあたりは、どういうふうに理解をしたらいいんですかね。

お手元に、ため池の要綱ないですか。あれば、見ていただいたら、直ぐ分かると思うんですけど。

〔町長「課長、持っている」と呼ぶ〕

〔農林振興課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

〔石堂君「お願いします」と呼ぶ〕

農林振興課長（茅原 武君） この要綱で言うところのですね、所有権者というのは、町ではございません。

先ほど、町長が申しましたように、民法で言うところの、717条に基づく所有権は誰ですかということになりますので、それは、地域で管理されている方ということでございます。

受益されるのは誰かと言いますと、それは池からの受益ということもありますので、当然、農地を持っておられる方等も受益者であります。

ですから、管理をするというのは、集落で管理をされるという形になりますが、その中で管理者という形を決めていただくということも必要になってきますので、自治会長様が管理者になられるということもあるかと思えます。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1 番（石堂 基君） いや、もう一度、この一覧表を見ていただきたいんですけども、土地の所有形態で、これ、6月の時に同じ話したと思うんですが、まず、土地の所有形態を国有、県有、それから市町村有、集落有なんかも含めてね、で、当然のことながら、国有、(官有)と書いてある旧内務省の字限図で言えば水色の池ですね、を、まず示して、で、その横に所有権者の管理。で、その横にもう一つ、線引いて受益者の管理。

で、さっきの民法どおりに解釈すれば、別に所有権者、受益者というの分ける必要、全くなしに、要は、この池を利用しておる、占有しておる人間、受益者ですわな。一括りで、これ、要綱もええわけでしょう。あえて、所有権者の管理、受益者の管理と分ける必要もないわけで、先ほどの、その民法の717条で、全てひっくるめで、耕作者、ため池だから耕作者はないと思うんですけども、その占有者、要は、池の使用者を全て管理者とするのであれば、この要綱自身を、別に、こんなに、二つに分ける必要がないと思うんですけども。まあ、それはまた、要綱だから適時直してもらったらいいと思うんですが。

ただそのね、全てが全て、受益者の、僕は、事故防止対策が管理責任だとは思わないんですよ。

と言うのが、いろんな事例ありますよね。判例も含めて。で、その717条だけの解釈で、町が事故防止対策を全くしなくていいということに、僕は、ならないと思うんですよ。当然。

で、まあ、少しこれ、時期古いやつですけれども、例えば、これ、静岡の袋井市のやつですね。袋井市内付近ドライブ中、道路を逸脱して農業用のため池に車ごと転落。結果的に、事故は池の設置・管理を行った袋井市の瑕疵によって生じたことは明白ということで、これ、賠償責任が袋井市に対して下りています。

それから、こういう判例というのは、いくつも出て来ると思うんですけれども、それ以外ですね。直近のものでは、これは長崎の大村市。事務事業評価表ということで、今年、こんな事業をしますという、インターネットで、ずっと見ていたら出て来たんですけれども、当然のことながら、ため池が、大村市が管理する施設、要は、ため池ですね、でも同様の事故が懸念されるので、侵入防止柵をつくります。予算は、1,850 万ですという予算要求の時の資料だと思うんですけれども、こういうふうに、ブルツとめくっただけでも、こんな資料が出て来るということは、これは市町の管理責任というのは、当然、どこかにあると思うんですよね。

全てが、717 条だけで、ピュッと、下駄をはずせる内容じゃ、僕は、ないと思うんです。

で、ましてや、以前に、合併前から作っている、この要綱自身に、あえて所有権者と受益者の管理区分をしているということは、これ何か、法律的な根拠なりが、もう少し細かにあるんじゃないかなと思うんですが、そのあたり、いかがですか。

[町長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） まあ、今、事例でお話しのようですね、池が、その市の管理であるということが明確になっておれば、それはまあ、その管理責任にあらうとは思いますが。賠償の責任も出て来るとしたことだと思いますけれども、ただ、そうは言っても、じゃあ逆に、そうじゃなくって、所有者、集落であり、何人かの耕作者の池だということになった時にね、全て、例えば、そこに車が落ちて、それが、賠償責任があるのかと、こういう問題は、非常に難しいと思います。

それは、そこに池はあったとしても、それが危険なために、例えば、その道路にですね、ガードレールを設置するなり、そういう危険防止をするという、そういう、その、行政としてのですね、事故防止対策、そういう面での管理責任、これも状況によっては、当然、出て来ると思います。

また、例えば、子ども達が、危険な所に行って、そこで遊んで事故が起きると。そういう池があることは、前提にあるんで、それは池があるから、全て、その所有者が、管理者が、その防止のためにですね、そういう事故を想定してですね、全ての対策をしなきゃいけないと。これはやっぱり、非常に無理なところが出て来ると思うんですね。

そういうことを、やっぱり行政として、やっぱり一緒に考えてやるところが、行政の仕事だというふうには思います。はい。

[石堂君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1 番（石堂 基君） まあ、法的な部分で言えばね、僕はもう、身近にある町の要綱に基づいて、前回、そういうふうに意見をさせていただきただけで、ただまあ、ちょっと記憶にあるところでは、今年の7月、あれ、明石だったか神戸だったかで、子どもが3人、た

め池に、多分、落ちて、損害賠償請求を、その市に、多分、起こされたと思うんです。

で、その経過を僕、全然、承知してないので、こういう場で、引き合いに出すのも申し訳ないんですけども、いずれにしても、要は、町自身が管理責任が、仮にないとしても、そういう、例えば、指導助言するとか、管理者に対して。そういう指導助言の枠の中で、事故防止に努めてくださいよというのは、当然、行政としてやらなければいけないことで、すし、県のため池に関する条例でも決まっていることだと思うんです。

だから、その範疇で、せめて、フェンスは徹底的にできないまでも、看板の設置なり、そういうような物は必要じゃないですかというのが、多分、この質問の一番の根幹だったんで、もう1回、そこに立ち返っていただいて、法律的な解釈というのも、当然、判断はお任せするとしても、そういうふうな、事故防止対策が万全かどうか。再確認をお願いしたいと思うんです。

で、本題は、ため池のほうのね、改修計画のほうです。特に計画は定めていないということなんですけれども、これ、ため池についても、当然、築堤、構造上は、いろいろ最近では変わってきてますけれども、戦前、戦後を通して、あの辺りの鋼土を固めてやる部分については、だいたい耐用年数というのが想定されていると思うんですけども、そのあたりは、分かりますかね。

議長（西岡 正君） 農林振興課長ですか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） 耐用年数については、ちょっとここで数字は、確認はできませんが、今、おっしゃったように、平成 24 年からですね、今年からですけれども、全部、ため池を見て回ると。点検をするという、こういう方針を出しておまして、今年、基本的には、サンプル的な形でやろうと。来年からは、それをきちっとした形で、5年サイクルでですね、やっていくという、取り組みを進めようと、今、土地改良とも協議しながら取り組んでおります。

ですから、来年以降におきましてはですね、全部の池を点検をしてくと。ただ、これに、点検に掛かります経費等は発生しますので、これは今の質問と若干違いますけれども、これにつきましては、何らかの方法で、町が負担できるものについては、負担をしていくというような方向も、今、検討課題として残っておりますが、そういう取り組みをしていくということでございます。

このことによって、新しくですね、池の危険な場所とか、部位とか出てきますと、これは地元と協議しながら、先ほどおっしゃるような、取り組み方法を協議していくと。これは行政としての取り組み方法を協議していくということでございます。

そこで改修が必要になれば、当然改修ということで、県のほうへもお願いしながら、また、国のほうへもお願いしながら、改修計画を立てていくと。これは、地元との協議が当然、必要になって参ります。

今の、ちなみに改修等やっておりますのは、地元が負担、5パーセントという形でのお願いもしておりますので、そういった意味での協議は、当然、出て来るということでございます。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1 番（石堂 基君） 個別の改修計画についてはよろしいので、全体の話として。

多分、ため池の耐用年数というのは、学術的には、僕、80 年というふうに、何か以前、聞いて記憶しているんですよ。

で、その 80 年が、今、その問題視されていないというのが、東北の震災で、いろんな新聞とかテレビなんかで、いろいろ特集をされているので、見られた方もたくさんいらっしゃると思うんですけども、要は、耐用年数の 80 年が経過していないものの、ため池というのは、結局、地震によって築堤、堤のほうは、堰堤がこう、崩壊するという事態が数多く、それによつての被害者も、相当出ていたと思うんです。

で、それを基にして、結局、地震に対する備えとしては、当然、ああいうものは、耐震的なものを、その 80 年前に計算して作ってあるものでも何でもないので、地震の発生を想定した場合にため池というのは、もう一度、見直さなければいけませんよねというのが、多分、今の防災上のため池の位置づけというか、これから研究が進んでいくところだと思うんです。

で、そうした時に、この佐用地域、山崎断層からも、そんなに遠くなく、その発生も非常に近い将来というのが、ある程度、想定をされていると思うんで、そのあたりでね、ため池なんかの、その点検、既に、これから始まろうとしているということなんですけども、やっぱり、ある程度の耐用年数が、もう既に経過しつつあるものを前提としての点検というのが必要になってくるかなと思うんで、それは、今、計画されているということなので、それに、調査結果なりを、十分に検討していただきたいなと思います。

で、関連してですけども、山崎断層の地震確率ですね、直近の分、それから後、そのため池本体じゃないんですけども、これも東北以降、昨年の災害なんか以降問題になっている、深層崩壊の発生予想ですね、この佐用町における。そのあたりというのは、どういうふうに分かれていますか。

2 点。一つは、山崎断層の発生確率と、それと、もう一つは、この佐用町内における深層崩壊の発生予想ですね。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 正確にはちょっと、私はお答えはできませんけども、山崎断層による大きな地震の発生確率というのは、30 年確率で零点何パーセントぐらいというようなことを、だいたい、して、それほど大きな確率では、今のところないということは、聞いております。

それからまあ、深層崩壊ということについてはですね、佐用町内、それほど大きな山自体の、勾配のきついですね、高い山がありません。だから、ないから起こらないということは、絶対言えないと思いますけれどもね、これまでの、その状況から見たら、紀州の方で起こったようなですね、深層崩壊というのは、佐用町の状況、地形から見れば、発生する確率は低いのではないかなというふうには、私は、見ております。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1 番（石堂 基君） これ、関係課長というか、課長の方で、深層崩壊、佐用町における発生予測って、ご存知の方、いらっしゃらないんですか。これ。

〔答弁なし〕

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1 番（石堂 基君） 失礼しました。

深層崩壊って、これ、古くは 2007 年かな、台湾北部のやつで、少し有名になって、直近では、去年の和歌山、奈良、あの災害で大きな被害を。

それから、ちょっとその前に、大分の日田とか、あの辺りも、結局、深層崩壊だったんですよね。

で、それはいいんですわ。

先般、9月、神戸新聞の社説なんですけれども、僕も、これを見て、ちょっと気が付いたというか、新たに、今回、データとして必要だなと思ったんですけれども、兵庫県というのは、その確率というのが、確率というか、深層崩壊の実際のメカニズム自身が、未だ、分かってないですから、数字的なものっていうのは、ないんですけれども、一応、国土交通省が、この深層崩壊の発生頻度を推定した全国マップを作っています。これ、出た時に、僕も見たんなんですけども、で、その中で、特に高い地域というのは、実は、兵庫県にはないんです。長野県とか、それから和歌山、四国、九州、宮崎あたりですね、で、その次の高い地域、実は、この佐用町なんか、どっぷり浸かっているんですよ。

さっき、町長言われましたけれども、非常に高い山が少なくっていうふうに言われたんですけれども、あまり山の高さは、それこそ関係なく、元来、地形が出来た時というんか、変化の中で、隆起が起こった地域というんか、だから、どちらかと言えば、断層なんかがある近くに、こういう発生頻度が高いということ。

でね、まさか、その、担当課長らが、全く知らないというのは、僕、異常だったんですけれども。

要は、このね、正確なマップじゃないんやけど、少なくとも、国土交通省が出している物で、で、兵庫県は、だいたい、県内の 16 パーセントぐらいが、この高い地域に、今、想定されているんですね。その 16 パーセントの内、多分これ、図面的な部分だけやろうけども、約 3 割から 4 割が、要はその、山崎断層周辺に集中しているんです。これ、ちょっと小さくてほんまに恐縮なんですけどね。

で、こういう物が、もう既に、これはね、直近じゃないんです。これ確か、出たんは、2008 年ぐらいじゃなかったかな。ちょっと、出した時期は分からないんですけれども、とにかく、そういう時期に出ている。

で、特に、去年の和歌山、奈良の災害以降は話題になって、テレビなんかでも、結構、特集なんか組まれてやっついて、先般も、この社説に出ているんでということで、僕は既に、災害担当なんかは、こういうような物承知していて、把握しているのかなと思って、聞いたんですけど。

要は、何が言いたいかということは、ハザードマップにね、後の質問とも関連しますけれども、その、ため池の崩壊予想図であるとか、こういうような物を、やっぱり載せてお

くことが、僕は、非常に重要だと思うんです。

で、これ自身の存在を知らないというふうに言われたら、後ちょっと、なかなか話がし辛いんで、少しシフトしますけれども、他の自治体なんかではね、これ、山口の萩市なんですけれども、当然のことながら、うちが作っているようなハザードマップの、要は、洪水の時のハザードマップと、それと、これとは別に、土石流のハザードマップが同じようにあるんです。

それから、更に、そのため池の崩壊の時の、ため池浸水流域図ということで、要は、決壊した時に、これぐらいのところが浸水しますよ。土砂が流れますよと、これが付いていて。

で、更に言えば、この萩市には、もう一つ同じように、その防災の画面から、さっき言ったように、深層崩壊の推定マップまで見れるような形で、防災のほうのネットワークいうんか、その中で、見れるんですけれども、まあ、それぐらいまで充実したやつをやりますよということ、ここから話行こうとしたんですけれども、ご存じないということなんで、少し勉強していただきたいと、その点については。これは、ちょっと意外だったんで、なかなか後、質問が進まないんですけれども、ちょっと切り替えて、じゃあ、その、ため池崩壊予想図ですね、これ、さっきの、平成7年、条例ため池について土地改良区のほう、ああ、当時の土地改良事務所ですね、やっぱり、で、実施したということで、概略的な物の作成だけであったんで、直ぐに、それが使えるような物じゃないということなんですけれども、それはもう、新たに今度、全てを測量し直す。数量を取り直す。そういうようなことをしなければ、その浸水想定なんかはできないということですか。

[町長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） 浸水想定でですね、やはりきちっとした物を出そうとすれば、相当、その測量、地形測量してですね、調査をしないと難しいと思いますね。

ただ、私は、そんなに細かくしてみても、実際、そういうふうになるかどうかは、なかなか、これも分からないところがありますから、平成7年にされているのも、池があって、まずその、崩壊をした場合には、一番被害が大きいですね、危険な所というのは、この範囲ぐらいになりますよという、私は、想定で、中でね、それ以上に、安全を見て避難する。逃げるということを考えた方がいいと思うんですよ。

だから、その池があること自体も、なかなか、近くで知らない人もいないかと思うんですよ。後から、そこに住んだような人については、奥の方の池はですね。ですから、そういうことで、今後、そのハザードマップを考える時にはですね、そういう池の存在と、池が崩壊、壊れた時には、だいたいこの辺りぐらいまではというのは、ある程度、その細かい地形測量まではせずでもね、だいたいの池の大きさと、その量というのは、堰堤の大きさによって、流れて出る量というのは、だいたい想定ができますから、それにおける被害が大きく出る範囲は、この辺りでしょうということぐらいのものは、入れていくべきだろうというふうな考え方はしております。

[石堂君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1 番（石堂 基君） そうですね。多分、これ、萩市のやつを見ても、そんなに細かく計

算ができていないような内容ではないと思うんです。

というのが、その流量、水だけの計算みたいで、それから、だいたい田んぼの区切り、高さの違いの所で、直線が切つてあるということは、土は全く計算せずに、水だけの計算でやっているんだろうと思うんで、僕は、これでも十分だと思うんです。

ただ、その、池の浸水深によって、満水量がどれぐらいというのは、これはもう、若い世代の方なんかだったら、全くピンと来ないですから、その水が出たら、どこまで影響するんやというようなことは、少なくとも、視覚的に図面を見て、分かるような物は、僕は、あってしかるべきだと思うんです。

で、次回、ハザードマップをつくる時にと言われたんですけども、これも前と同じことを、また、言わせてもらうんですが、現状の中で、例えば、上月の北部、南部に分けては、2枚ぐらいの縮尺の非常に大きなハザードマップというのは、これは地域では何の役にも立たない。何の役にも立たないと言ったら、ちょっと公式の発言としては、的を得ておりませんので、今のは訂正しますが、やっぱり地元でハザードマップなりを作ろうとすると、もう少し、地区ごとの、これの地区ごとで使える物が欲しいと。

で、これなんかでもそうですけれども、これは多分、一つの自治会じゃなしに、二つぐらいの自治会がまたがったような図面というか、大きさでやっています。流域、土とか水の洪水時のマップもそうですけれども、だいたい二つぐらいの自治会が入っているような大きさでやっているんで、せめて、それぐらいの物は、大きさでは、見れるようにして欲しいかなと。

で、答弁の中で、次回に、このハザードマップ、河川の工事の計画が全て完了した段階でということと言われたんで、その時に、これも参考にさせていただきたいんですけども、今回、暫定版で、これ、作られたというふうに言われましたよね。内容的に、僕も確認をさせてもらったんですけども、前回出たハザードマップと、ほとんど変わらない、この水色のところぐらいしか変わらないですねという話したんですが、この変わらない、変わらないと言うんか、変わった水色の所。要は、暫定版として出す値打ちのある水色の所というのが、実際に正確じゃないというのは、皆さん、ご存知ですかね。

非常に何か、いい加減というのも良くないな。言葉難しい。

これ、ハザードマップづくりの時に、多分、町のほうからいただいた地図だと思うんですけど、要は、今回の、その水害時の浸水状況を示したものですよね。で、これとこのハザードマップと比較したら違うんですよね。じゃあ、このハザードマップって、何を基にして作ったんということになるんですよ。

だから、そんな作り方で、ええ加減な物作るんだったら、それはもう、経費の無駄なんで、やっぱり作り替える時には、少し精度を高めていただいて、こっちが違っていたらごめんなさいね。ただ、これのほうは、僕は正しいかなと。実際に自分とこの家の周りを見ても、明らかに浸かっていた田んぼというのは、これでは網羅されている。でも、こっちのハザードマップ見たら、土砂が流入して、国庫の災害の査定を受けた田んぼが、全然浸かってないようになっているというのが、何箇所があったんで、それじゃあ、これは、何の役に立たんだろうというふうに思ったんで、そのへんの精度は、ぜひ上げていただきたいなと思います。

で、まあまあ、元の話、ため池のほうに戻しますが、やっぱりその、山崎断層の活動、今後の30年の発生予測が、町長言われるように、0.0何パーセントから、多分、上限があったと思うんですよね。3パーセントから5パーセントぐらいだったと思うんですよね。

で、それから言っても、その30年内で、仮に5パーセントとしても、そんなに、直近じゃないんかなと。起こるか起こらないか分からないかな。なんだけども、やっぱり、そ

の山崎断層の地震、それから、今日もちょっと建設課長と立ち話でしたように、やっぱり今の気象状況による集中的な豪雨。特に、その深層崩壊なんかの場合には、連続雨量が300から400ぐらいになったら発生するというのが、非常に、ここ数年のデータで出てますから、それからすれば、やっぱりため池なんかが、防災上占める割合。守るためのため池ですよね。一つは、水を溜める。でも、いざ、それが、ため池が、崩壊する。あるいは、まあまあ、崩壊なんかによって、下流に影響与えるということも、非常に大きな脅威ですからね、やっぱり防災上のため池というのは、もう少し、いろんな視野から点検をしていたら、その位置づけをしていただきたいと思います。

で、まあ、次回のハザードマップには、できたら、そういうため池の崩壊予想図も反映をさせたいという町長の答弁だったんで、その件については、なるべく精度の高いものということでお願いをして、3点目、最後の質問に入らせていただきます。

再生可能エネルギーの活用方針についてということで挙げています。

この点については、一応、今回も、昨日、岡本安夫議員なんかも関連して質問されたので、回答で、重複する部分については、省略をしていただいて結構です。

で、特に、問い方の方も抽象的に聞いておりますので、よろしくお願いをします。

地球温暖化防止や省エネ対策の一環として、再生可能エネルギーの活用が研究され、様々な形で導入促進が進められています。本町においても、その資源調査や導入方法について研究が進められているというふうな報告がされてきました。そこで、次の項目について、伺います。

1点目、今後の具体的な取り組みは、どのように考えられていますか。

2点目、再生可能エネルギー推進計画等の、これ、全く仮称ですけれども、そうした計画の策定予定はありますか。

以上、2点、よろしく。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。はい、町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、石堂議員からの最後のご質問でございます、再生可能エネルギーの活用方針についてということについて、お答えをさせていただきます。

昨日の岡本議員からのご質問でもお答えさせていただいて、重複する部分はあると思いますが、とりあえず、一通りの答弁をさせていただきます。

地球の温暖化やそれらに起因する異常気象など、環境問題に対応すると共に、福島第一原発の事故を契機として、再生可能エネルギーによる自立・分散型のエネルギー供給システムの実現を図ることが、国の喫緊の課題となっております。エネルギー資源が少ない日本で、新たなエネルギーとして注目をされておりますのが、太陽光、風力、バイオマス、水力、地熱などの自然の力を利用した再生可能エネルギーでございます。この再生可能エネルギーの普及・拡大は、エネルギー自給率の向上、地球温暖化対策、産業の育成を後押しするものであり、町といたしましても、自然の資源を活かした再生可能エネルギーへの取り組みについて、町としても考えていきたいと思っております。

こうした中、今年7月1日から再生可能エネルギーによって発電された電気を電力会社が買い取ることを義務付けた再生可能エネルギーの固定価格買取制度が始まりました。特に、太陽光発電による電気買取価格が税込み42円が公表されたことにより、全国で太陽光発電事業に取り組む事業者が増加している現状でございます。

岡本安夫議員のご質問にもお答えをさせていただきましたが、現在佐用町におきまして

も、今直ぐ取り組める再生可能エネルギーとして、口長谷地内の申山地域における残土処分地、約、全体で 10 ヘクタールがありますけれども、この土地を活用して、大規模な太陽光発電施設の整備を検討しているところでもあります。瀬戸内沿岸部と比べてですね、日照率が低いという難点はある程度、懸念があるわけではありますが、42 円という買い取り価格が公表された中で、事業的にも採算性のとれる事業になるということが、シミュレーションとして出ておりますので、そういう事業について、今、検討をしているところでございます。

事業の方法といたしましては、土地を事業者に貸し出すのか、直営で事業を実施するのか、あるいは他の団体と共同で事業を実施するのかなど、シミュレーションを行いながら、町、地域にとって一番良い事業手法により取り組みたいというふうに考えております。

また、この申山残土処分地に限らず、他の町有遊休地についても太陽光発電施設が整備できないかという検討もしているところでございます。

町といたしましては、この太陽光発電施設をきっかけとして、住民の皆様が再生可能エネルギーへの関心を高めていただくと共に、再生可能エネルギーへの取り組みを推進していきたいというふうに思っております。

続いて、再生可能エネルギー推進計画等の策定についてのご質問でございますが、再生可能エネルギーの推進につきましては、既に、住宅用太陽光発電の推進を行っているところでありまして、太陽光に限らず将来的な再生可能エネルギーを推進するためには、行政のみならず町民や事業者など幅広く連携・協働して取り組む必要があるかとは思っています。今後、国・県の政策動向を踏まえて、必要に応じた計画策定も検討はしていかなければならないというふうには思っております。

以上、このご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

[石堂君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、残り 8 分になってますので、お願いします。はい、石堂 基君。

1 番（石堂 基君） 昨日、岡本議員が質問された内容と重複しないようにということで、一つは、その太陽光について、申山の造成地ということなので、これについては、別に全く異論がないところですし、どういう計画が進められているか、逆に、その期待の方が大きいわけですね。

で、特に、相対的に、今の答弁でもありましたように、やっぱり、住民への関心を高めていくということも、非常に僕は重要なことだと思うんです。町として。

それは、かねてから、金谷議員なんかもずっと質問なり提案されてましたけれども、やっぱり、エネルギー自身を地産地消と言いますか、自らの地域で作って消費していく、売電していく。そうすることによって、少しでも地球全体の環境から言えば、より良い暮らしに貢献できるというんですか、地域として貢献できるんじゃないかと思うんで、できれば、今回、どの程度の物が提案されようとしているのか分かりませんが、大規模な物では、町内では初めて設置されようとする、その太陽光を軸にして、そうした、再生エネルギーというものの住民への普及活動にも併せて力を入れていっていただきたいなと思います。

今後の計画については、特に、具体的なものは無いということなんですけれども、今年度、県が、次期、県、地球温暖化防止推進計画を、今現在、策定されていると思うんですけれども、こうした中での、町のその関連性と言いますか、市町に、例えば、どれぐらいの潜

在的な資源がありますかとか、そういうようなものの調査とか、そういう関係というのは、未だ、直接的には、県のほうとはないわけですか。

[町長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） それは、ございません。

ただまあ、潜在的なですね、エネルギーはどうあるかというようなところは、非常に難しい話で、なかなか、細かいものを全部積み上げていけば、相当あったとしても、それが実際のエネルギーとして活用できるかどうかの判断というのは、非常にまあ、判断が難しいと思いますので、県から、ある程度、そういう調査というものがあれば、大まかなものは、概略出せると、出していかなきゃいけないんだと思いますけども、町で、特別に、そういうものを行っていくという考え方は、ございません。

[石堂君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1 番（石堂 基君） これは、昨日、岡本議員への答弁の中で、少し、バイオマスの関係ですね。木質バイオを利用した物について、試算も行ったけども、クリーンセンターで、それを実施するというのは、採算的なものから、考えにくいというふうに回答されたと思うんですけども、採算ベースでということになれば、その内容を、例えば、燃焼ガスにするのか、エタノールにするのか、そのまま焼くのか、燃料で出すのかというのは別にして、僕、やっぱり木質バイオですね、この町内にこれだけある。このことを、何とか念頭において、この再生エネルギー計画いうんか、町の方針というのをね、ぜひ考えていただきたいなど。

やっぱり、これは、岡本議員も言われてましたけども、これだけの森林資源、これを今、何に活用するかということになると、やっぱり建築材料とかっていうのは、無理な部分が、当然ありますし、長期的にも、見通しが、そんなに甘くないと思うんです。

だから、ここは何かこう、技術開発もある程度の期待感込めてですけれども、木質バイオを活用したエネルギー転換への取り組みが町でできる。もしくは、町が、そういうふうなことを搬出できるような地域になっていく。これぜひ、念頭に置いて、今後の取り組み、研究というものを進めていただきたいなどと思うんですけども、その点について。

[町長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） これは、昨日もお話しさせていただきましたけれども、私もですね、やはり安定した、これからの、この自然、再生可能エネルギーの中で、木質バイオ。木材を利用した、この、更に、利用するエネルギー。これはやはり、今後のエネルギーの大きな柱になるだろう。また、そうなっていかなきゃいけないと思いますし、なると思います。

ですから、それはやはり、町としてもですね、今、この私達の地域で、実際、エネルギー、再生されていく、言えば、木が育っていくのが、年間どれぐらいの量が成長していく

のか、そういうものの、それがまあ、言うたら限度になりますから、そういうものの調査というものはね、町独自でできるのか。また、県や国の機関なんかの調査結果も出て来るのか、分かりませんが、そういうものを把握しながら、町としても、そういうものを有効に、今後、エネルギーとして活用できるような方策、これはやはり、これも県や国の政策動向も踏まえてね、真剣にやっばし、取り組んでいかなきゃいけないというふうに思っております。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1 番（石堂 基君） 昨日、ちょっと岡本議員の質問なんかも参考にして、で、僕、帰りに、専門家といいますか、ライフオスの工場長と、少しお話を聞かせていただいたんです。

今現在、各自治体なんかの照会とかもありますというふうに言われてました。

ただ、残念ながら、やっぱり、民間は、もう5年、6年前ぐらいから、ある程度のチップのサンプルを取って、研究材料に持って帰ってというのをやっているみたいで、なかなか今から自治体が手を挙げてやり始めて、儲けになるというような代物じゃないと思うし、山の中は、もっと現実的には厳しいと。中に入って材料を出して、採算が合うかなというふうに指摘もされたんですけども、でもやっぱり、今、やらなければ、殊更、山の中はつぶれてしまいますのでね、そのことも考えて、何とか、町のエネルギー政策というんですか、取り組みの姿勢を、今後、積極的に進めていただきたいと思います。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） せっかくですから、未だ3分ありますので、一言だけ言わせていただきます。

そういうことも、皆が関心を持って、また、これからの将来に係わることです。これは、子ども達にもですね、こういう、教育の観点からも、十分、そういうことの教育もしていかなきゃいけないと思います。

で、町といたしまして、先ほども、ちょっと回答の中でお話しさせていただきましたように、太陽光発電においてもですね、申山の土地は別です。とりあえず、計画の中で、非常に大きな、大規模な規模として、採算性の合うものにやっていきたいと思っておりますけれども、ほかにも、町有地としてですね、有効に活用できる土地がいくらかあります。そういう所をですね、利用してですね、それを一つの、また、子ども達の教材、また、再生エネルギーの、こういう普及していくためのですね、見学をしていただいたりですね、学習をしていただいたりする場、そういう物にも活用できるような、そういう取り組みもしていきたいということも、今、考えております。

まあ、候補地としては、上月のほうで考えていきたいというふうに、そういうことも、一つ、また、具体的になれば、皆さんにご報告させていただいたり、協議をさせていただきたいと思っております。

以上です。

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君の発言は終わりました。
お諮りします。ここで暫く休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。あの時計で3時25分まで休憩しますので、
お願いします。

午後03時11分 休憩

午後03時25分 再開

議長（西岡 正君） はい、それでは、休憩を解き、続いて一般質問を行います。
はい、10番、山本幹雄君の発言を許可します。

〔10番 山本幹雄君 登壇〕

10番（山本幹雄君） 10番議席の山本です。

今日は、3点の質問をさせていただきたいと思います。

この場では、地域づくり協議会についてを伺いたいと思います。

地域づくり協議会とは、町村合併時、役場が地理的にも精神的にも遠くなる分、それを補う意味で役場の代わりにするような組織として地域づくり協議会を作ると説明されたと思います。

しかし、今の地域づく協議会は、各種イベントを行う団体のような気がします。まちおこし地域おこしとしては、それでいいのかもしれないので、それについてはとやかく言うつもりはありません。しかし、その実態がハッキリ言って分かり辛くように思います。

新佐用町としての地域づくり協議会は、平成17年合併時よりの発足であるはず。それが、予算取りは、前年実績ということで決められております。新佐用町には、それ以前の実績など無く、前年実績を持ちこむなど本来あってはならないはずだと思います。各種団体のように統一し、そこから始めるべきであって、そして、自治会長報酬のように、均等割プラス人口割から出発し、そこから実績を作っていく、それに見合った予算が決められるということが当たり前のことだと思います。しかし、佐用町の場合は、そうになっておりません。出発時点で、あまりに大きな差があったように思います。

また、地域づくりで何か事業をやろうとした時、その予算はどこから出ている予算なのか。地域づくり協議会での説明では、町補助のようであり、県民交流広場のお金を運用しているとも聞きます。しかし、県民交流広場のお金は、確か17年、5年間で、小学校区単位で各種団体が申請すれば補助金が下りるというものであったはず。合併間もない頃、ある議員が、県民交流広場のお金の運用について質問をしたことがあると思います。過去一人ではなく複数の議員が質問をしていると記憶しております。しかし、その時は、まだ何も決まっていなかったとの返事が帰って来ていたと思います。いつから県民交流広場事業の金を地域づくり協議会で運用すると決め、どのような運用の仕方をするかを説明したのかを伺います。過去何度か運用していますとは聞いておりますが、いつからどのような運用をしたいと議会に諮った記憶が無い。運用にあたりどのような取り決めをなされているのかを伺います。

また、地域づくり協議会の予算は、町補助もあるはずなので、どのようにになっているのかもあわせて伺いたいと思います。

答弁のほどを、よろしくお願ひいたします。

議長（西岡 正君） はい、それでは、町長、答弁願ひます。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、一般質問、本会議最後の、山本議員からのご質問にお答えをさせていただきたいと思ひます。

まず、最初の、地域づくり協議会についてのご質問であります。地域づくり協議会の活動につきましては、面識社会の構築を目的に、交流事業を中心とした、各地域づくり協議会で工夫をしていただいた各種イベント等の事業を行っていただき、このイベント等の事業につきましては、地域の絆の強化等、改めて、そういう地域コミュニティの構築等、一定の成果があったんではないかと思ひますが、少子高齢化が進行し、人口減少とともに自治会機能が低下する中で、小規模自治会では解決できないような課題、日常生活に関わる課題や問題が表面化をし、特に周辺部の地域においては、早急な対応が迫られている状況でございます。

今後の地域づくり協議会活動においては、コミュニティの推進を図る交流事業活動や、それぞれの地域が抱える地域固有の課題を解決する課題解決型の活動を、今後、行っていただきたいというふうに考えております。

また、地域づくり協議会の予算につきましては、地域づくり協議会の発足当初から補助金の種類を、運営費助成金、活動助成金、特認事業補助金として定め、その補助金ごとに基準を決め、各地域づくり協議会へ補助金として交付をさせていただいております。

特に、活動助成金につきましては、事前に地域づくり協議会ごとに執行できる範囲内での事業量を考慮していただいた上で、事業計画案を策定をしていただき、その事業内容を精査した上で、翌年度の補助金として予算化をいたしております。

また、県民交流広場事業につきましては、県の補助金交付要綱によりますと、自治会、高年クラブ、子ども会など各種団体が参画した連合組織が補助対象事業者と規定されております。佐用町では、各種団体が参画した連合組織として地域づくり協議会が組織をされておりますので、地域づくり協議会が補助事業の対象者と位置づけを行い、県民交流広場事業を展開をいたしております。

従いまして、地域づくり協議会が策定された地域事業計画案を、県民交流広場事業に該当する事業と町の地域づくり協議会の補助事業に振り分けを行い、県民交流広場事業に該当する事業を西播磨県民局に申請を行い、補助事業として採択された事業が、県民交流広場事業として決定をされております。

県民交流広場事業の県補助金は、施設整備補助金として地域づくりセンターの改修経費や備品購入費のため1,000万円から1,200万円。活動補助金として地域づくり活動事業に5年間で100万円から300万円が、町会計を通さず、直接協議会に交付され、それぞれの協議会の事業計画に則って活用をされております。

また、町補助金に関しましては、地域づくり協議会の事業総額から県民交流広場事業補助金と受益者分担金分を除いた額を町補助金として交付しており、前年度の事業実績を持ち込んだ補助金を決定をするというようなことは行っておりません。あくまでも、その地域づくり協議会が行いたい事業を中心に事業決定をし、また、他の地域づくり協議会がどのような事業を展開しているかなどは、2カ月ごとに開催しておりますセンター長会議や担当者会議で紹介するなど、情報交換の場も設定をしております。特に、今年度は、地域づくり協議会のあり方を見直すため、島根大学の作野先生を講師に招き、年間4回のワ

ークショップなどを計画をし、実施をしているところでございます。

なお、県民交流広場事業につきましては、これまでの議会でも、県民交流広場の制度概要、地域づくり協議会による活用方法などについて、ご説明を申し上げておりますことを、改めて申し上げて、この場での答弁とさせていただきます。

どうぞ、よろしく願いいたします。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

10 番（山本幹雄君） 今、前年実績は、町長は加味していないというような話でありましたと思います。

ところが、実は、この地域づくり協議会については、過去、何回か、実は、言わせてもらっていると思います。

その時に、答弁としては、前年実施で、かなり格差があるということで、これ、考えておった順番と段取りは、ちょっと違いますが、先いきますと、ここに地域づくり協議会の予算とか、いろいろあります。こういう資料をいただいております。

まあ、全員にいただいた分が、この前、23 年度の決算でした。その前に、24 年度の予算とかありましたんで、そこらへんを見てみますと、かなり、その、地域での差があるように思います。

それで、佐用町で、4 町でありますと、534 万 1,000 円。で、三日月町でありますと、39 万 6,000 円。これは、これに載っているところの、前もろたところによるところの活動助成金ですね。活動助成金が、それだけ差があると。まあ、旧佐用町で見れば、534 万 1,000 円。それが、ちょっと、三日月町だったら、39 万 6,000 円。14 倍の差があると。で、こういうような問題は、今までずっと指摘させてもらっておりました。

その時、返って来るのが前年実績で、前年実績でというような答弁だったと思います。その時に、前年実績などないだろうという話もさせてもらったことがあると思うんです。

で、もう一度言いますけども、ちょっと、ごちゃっとしてきたんで、分かりにくくなりましたけれども、佐用町が 534 万 1,000 円。三日月町が 39 万 6,000 円。14 倍の差。で、これ、例えば、人口的に見れば、佐用町と。こういうのがあります。

それとは、もう 1 個並行いたしまして、こういう地域づくり協議会。これじゃない。間違えた。こっちの方でした。すいません。

自治会まちづくり活動助成金というのがあります。これには、見てみると、世帯割、均等割、戸数割で数字が出て来るんですね。で、これ見ると、旧佐用町の均等割が 174 万円、戸数割が 81 万 6,000 円、合計 255 万 6,000 円。ああ、これ 24 年度ですね。24 年度の予算で。

で、上月が、均等割が 114 万円、戸数割が 49 万 9,000 円で、計 163 万 9,000 円。

まあ、三日月までいくと、均等割が 78 万円で、戸数割が 32 万 8,000 円で、まあ、101 万 8,000 円ですか。

これ見ると、こっちのほうで見ると、均等割と戸数割でいくとね、倍ちよつとの差しかない。倍ちよつとの差しか。ねっ。

で、前、それを補う意味で、どうしよんですか。いや、県民交流広場事業のお金を使っていますいうて、今まで説明されてきた。

ところが、今、町長が言われたように、県民交流広場事業というのは、あくまでも県の事業で、県が直接、その地域づくり協議会にわたしよう金やいうたら、あたかも町が、そ

れを、その差額分を補っているかごとくに県民交流広場事業でお金出していますというのは、私は、ちょっと違うんじゃないかと思うんですけども、どうですかね。ちょっと、お願いします。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 差額を補っているとか、町がですね、そういう事業として、別々の事業をやっているという感覚ではなくって、地域づくり協議会としては、これ、基本的に、旧小学校区ごとであります。

で、そこに県民交流広場事業というのも、この小学校区ごとに対して、こういう活動をしてもらえば、活動助成金も出します。また、施設の整備も行いますと。ちょうど、それがまあ、重なったわけですね。

ですから、実際に、実施される対象者、活動される場所は同じところがされて、同じことを2回もする必要もないし、二重になってしまって、それこそ、地域にとっても、なかなか、それだけの活動もしきれないということがあります。

ですから、まずは県の県民交流広場事業としては、できるだけ有効に活用したら、この間はですね、これは一応、5年間ということになってますから、5年間は、それは有効に活用していただければいいでしょうと。

ですから、中身の、いろんな活動においては、もう一体。地域づくり協議会の中で、一体として考えていただいて、その間の中で、活動助成についても、県の交流広場においてはですね、施設の整備も、必要な所と必要でない所もありました。だから、必要な所は、その施設、センターの整備等もされますし、備品の必要な所は、備品も購入をされますし、また、できるだけソフト事業として、活動に使われる所は、それに充てる。できるだけ、そういう所に、活動に費用を充てていただくと。で、そういう中で、町の地域づくり協議会の補助金、助成金というのは、後、残りの分は、足らない分は、そういうことで、それを町としての助成金を助成してきたということですよ。

それから、実績をどうのということなんですけれども、実績じゃなくってですね、結局、できること。決して、やりたいと言われることを、じゃあ、予算がこれだけですから、これだけしかないですから、それは駄目ですよじゃなくってですね、地域づくり協議会で考えていただいて、実際に、これだけのことが、やりたいと。やっていこうというものについては、私は、それなりにきちっと、予算化、全面的に予算化をしてきたというふうに思っております。

ですから、ただ、新たに、ドンドンとね、新しいことを増やしていくのも、なかなか、地域づくり協議会としても、やっぱり、活動として、そういう活動ばかりをしているというようなセンター、運営の委員の人なり、自治会長さん達も、なかなか、それだけの時間もないといことで、当然、活動には、ある程度限りがあります。

そういう中で、現在のところ、町から出ているお金と、県民交流広場のお金との差の中でね、町から出ているお金だけから見れば、相当の差が出て来ている場合もあります。

ただ、全体で見ていただければ、同じ、活動としては、どこの活動も、だいたい同じようなですね、活動で、皆さん、頑張っているのではないかなというふうに思っております。

[山本君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

10 番（山本幹雄君） まあ、実績は言うてないと言われておりましたけれども、当初は、実績言うておりました。

それと、もう一つ、ちょっと根本的に違うなと思うのは、地域づくり協議会の発足と、県民交流広場事業の、県が 17 年にやったんですけれど、佐用町が、それを実施した年度は、ズレが実はありますね。あります。

それで、当初から、今、町長が言われているような答弁で、一緒に、出所一緒だから、同じような形で使えばいいんじゃないかという考え方があって、そうされたいというのは、分かるんですけれど、当初、県民交流広場事業は、ちょっと遅れました。

それで、僕は、そこの当初の質問で、ある議員がと言いましたけど、ある議員も質問してますけど、私も実は、質問しているはずなんですけれども、当初から、17 年、18 年じゃなくて、ちょっと遅れた中で進みますから、その間の金額の差が、あまりにも、ちょっと大きいだらうと。

先ほど、言わしてもらったように、旧佐用町と三日月では、14 倍の差があると。ところが、実際問題、こっちで言うところ、地域づくり、まちづくり協議会、こういう形で、均等割とか戸数割、これを基にしたら、倍ほどの差しか、実は出ない。

だから、一番最初、はっきり言うて、過去の実績がない中で、地域づくり協議会ができましたって、僕、前、その時、前も言わせてもらったんですけど、当然、均等割、戸数割があって、それが、ベースで、同じような金額があった中で出発して、頑張っって差が出る、出ないというのは仕方がないし、そこへ、今、町長が言われたように、県民交流広場事業の予算を加味してつけていく。いや、うち、一生懸命頑張っりよったら、ここに、こういう施設欲しいから、施設料として 1,000 万円欲しいんやとか、いろいろしよったら、運営費としてお金が欲しいから、運営費使うんやということになれば、それは、それでいいんだけど、先ほどから、申させていただいているように、当初は、明らかに、県民交流広場でなかった中で、金額の多寡があり過ぎると。

で、こういうことであるならば、ちょっと、いかにも、問題があるんじゃないかなというふうに、こう感じて言わせてもらっております。

それで、ちなみに、園児数。どこに書いてきたかな。書いて来ておったんですけれども、例えば、園児数、児童数であれば、確かに、佐用の園児と、三日月等の園児だったら、かなり差はありますけども、それでも、3 倍とちょっとの差だったと思うんや。

三日月小学校、三日月の保育園。前佐用町の園プラス小学校の差は、ちょっと今、生徒の差は、3 倍ちょっとしかありませんでした。

だから、そういうことを考えても、やっぱり、私は、一度出発する時に、もう一度、初めからやるような感じで、当然、均等割とか、戸数割の中で、基本を出して、その上で調整して、足らず分を 5 年間、県民交流広場事業を利用させてもらいましょうと。そうじゃなかったら、早い段階で、県民交流広場事業は、先、使われてしまうようだったら、地域によっては、ちょっとね、補う意味で、県民交流広場事業使いましょうということになると、そっちが先なくなってしまうということになってしまうと、これもまた、問題が生じると思うので、そこらへんについて、もういっぺん、ちょっと、答弁お願いします。

[町長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） 確かにですね、合併をする中で、その合併後の地域の、町としての運営ですね、これを、広くなった地域の中で、どうしても、そういう、役場が遠くなったり、今言われる、地域の絆が、町としてのまとまりがですね、薄くなっていくだろうと。そういうことを、しっかりとですね、対策をするために、地域づくり協議会という形を作って、特に、面識社会というものが薄れる中でですね、一番まあ、地域のつながりの強い、ある程度の規模を持った形ということ、小学校区ごとというのは、やっぱり一番、強い絆があるだろうと。それを中心に活動をしようということで、合併協議会で決めたわけですね。

で、その中で、スタートしたのが、地域づくり協議会の活動。ただ、地域づくり協議会も、実際に、スタートするのも、組織を作っていくのもね、若干、この差がありました。早くできた所と、その組織をしていくのに、また、活動体制に入っていくのも、差がありました。

で、当初、初めてね、そういう活動をする地域においては、じゃあ、何をやったらいいのか。どういうふうに、活動していったらいいのかということも含めて、なかなか、初年度からはですね、それ、十分に、そういう活動計画も作ることが難しいというところもあったわけです。

ですから、それは、当初において、以前からの長い、その地域で活動していた所と、新しく、初めて、そういう活動に取り組む所との差というのは、出て来た所はあります。それは、やっぱり、各地域から、こういう計画を作っていただいて、それに対して、応援をしていこうという補助金、助成金でしたから、それは、ご理解いただきたいと思います。

その後ですね、確かに、県民交流広場というのは、17年からあって、ちょうど、合併の時から、県としてはされた。それが、ちょうど重なったんですけども、県民交流広場事業を取り入れてやったのは、19年ぐらいから、徐々に、これも、どこも、一斉じゃなくてね、県の方にも予算がありましたから、順次、交流広場事業というのを、各地域づくり協議会単位で、申請をしていただくことでやっていったわけです。

で、その中での活動の計画について、今の町の地域づくり協議会、まちづくり協議会との活動と一緒にですね、考えていこうということで進めてきたというところなんです。

ですからまあ、一番最初の時の、初年度、2年目ぐらいの時の活動費というのは、確かに、ある程度、大きな差が出て来たところもあると思うんですけどもね、現段階においては、それぞれ、これも早、6年、7年経ちましたから、かなり、どことも同じような活動はしていただいていると思います。

ただ、そういう中で、どうしても、イベント事業とか、そういう物が、大きな活動主体になっているので、今後はですね、地域の、今、非常に課題になっている、地域、集落運営とかですね、この限界集落とか、そういう方についても、考えていただく、地域の課題の解決をしていくような課題にも取り組んでいただきたいということになってきますので、これからの活動費についてはですね、助成とか、そういうものについては、やはり、もう一度ね、一律、ある程度、一律にして考えていくということも、こういう考え方も必要かもしれません。

そのイベント、交流事業、そういうことの、大きくやればやるだけお金が掛かるわけですけども、そういうことは、ある程度、限定をしていただいてね、活動の主体を、やはりまた、今後、7年経って、一定の、そういう地域の交流というものが、生まれてきた中でですね、新たな、次の課題に取り組んでいただくにはですね、そういう考え方も必要か

というふうに思います。

それと同時にですね、やはり、これまでのような助成金だけじゃなくって、もっとやっぱり、地域において、活動するためには、何か施設も必要だとかですね、こういう物が要るんだというような大きな問題も、課題も出て来るかもしれません。それは、それでね、やはり、一緒に、町で、必要な物については、できる限り、その年において、また、1年、2年間、限定してですね、助成をしていくというようなことも、メリハリのついたことも考えていく必要もあろうかというふうに思います。以上です。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

10 番（山本幹雄君） まあ、ほんまにね、メリハリのついたつけ方をしてもらいたいなと思います。

それと、もういっぺん言いますけれども、当初は、差があったと言いましたけど、今、最近では、ちょっとなくなったんじゃないかと言われてましたけれども、もう一度言いますが、さっき 14 倍の差があるというのは、24 年度の予算で、14 倍の差があったということ。

そして、先ほど、ちょっとあれだったですけども、園児数とか児童数で見れば、佐用町で園児で 182 人、上月 107 人ですからね。ねっ。で、三日月で 53 人。児童数でいけば、佐用が 362 人、上月 196 人、南光 175 人、三日月 149 人で、児童数の場合、ちょっと入れ（聴取不能）があると思うんで、一概には言えないと思いますけども、だいたいまあ、トータル見れば 3 倍です。

だから、先ほども言うたように、そういう子どもとこから見ても、いろんな面で見ても 3 倍の差はあったとしても、14 倍の差は、ちょっと、どう見てもあり過ぎるなというのがあったんで、まあ、24 年度予算でそうなんで、そこらへんだけ、24 年度予算は、仕方がないにしても、まあ、仕方がない言うたら駄目なんですけれども、そういったことを今後考えて、地域づくりが、きちっとできるように、そして、この前、学校・園の適正化の特別委員会の時に、ちょっと町長に、学校や園は地域づくりの、地域の文化、伝統の中心であって、そういったものがなくなる時に、どうして地域を守るんだというようなことを伺ったと思います。

その時、町長は、地域づくり協議会が、その役割を担っていただきますというふうに、確か、答弁されたと思います。

ということは、本当に地域づくりに係る役割は、非常に大きなものがあると思うし、その中で、先ほども、しつこいようになりますけども、この助成金が、地域によって、これだけ差があるということであれば、ちょっと問題があるし、もう少し言いますと、県民交流広場事業だけであつたら、24 年度で見たら佐用 52 万、長谷が 5 万円、平福 5 万円、石井 5 万円、海内 5 万円、江川が 24 万でちょっと多いですけど、三日月飛んだら、11 万 5,200 円。そう見れば、県民交流広場事業だけ見ても、今度、逆に三日月は多くなってしまっていると。やっぱり、こういう、よそから見て、どう見ても、バランスが非常に悪すぎるなということはありません。そう感じます。違う言われても、僕らから見れば、どう見ても、ちょっと今日、言わないですけども、ある施設の使用に関して、バランスが悪すぎるんじゃないか。ちょっと、この前、言わしてもらいましたけれども、そういうことを、本当に学校がないなり、園がなくなるかも分からない。それを、推進するかしないか、僕以外の議員も今回の一般質問でされておりましたし、どうなるか分からないにしても、町と

して、そういうことを考えるのであれば、本当にこう、地域づくり協議会というものを見直して、全体的にバックアップできるような状態を、取っていかねばならないと思うんで、そういう点について、もう一言、ちょっとお願いします。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

町長（庵途典章君） 非常に大きな差があるということで、今、数字の問題なんでね、担当のほうから、きちっとそこは、説明をさせたいと思います。そんなに、大きな差は、実際には、全体としてはないんで、

〔山本君「あるある。資料もろとるがな」と呼ぶ〕

町長（庵途典章君） まあまあ、それは、だから、担当のほうから、その資料について、説明をさせます。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（平井隆樹君） 失礼いたします。

皆さんにもお配りしておるんですが、23年度の実績報告、このカラー刷りの部分があると思います。これを配っております。これで、説明をさせていただきたいと思います。

で、一番最初に、山本議員が申されておりますことは、旧町単位での比較論を話されますので、これは、あくまで地域づくり協議会単位での比較にならないと、各旧町単位ですと、三日月は、当然、一つしかございませんので、当然、比較がしにくうございます。当然、佐用は六つあります。上月、南光は三つずつあります。ですから、地域づくり協議会単位での比較という形で見ていただきたいと思います。

それから、事業につきましても、町長が申し上げましたが、地域づくりで考えられた事業を全部こう、採用して、町の方で補助金等を出していただいておりますので、ご確認もお願いしたいと思います。

それでは、説明します。

佐用の経費を見ていただいたら、緑色の欄を見てください。1,335万2,609円。これが佐用地域づくり協議会の実績でございます。なぜ、これたくさんの金額になっておるんですけれども、これは、その緑の欄の左、2つ隣見ていただいたら、県民交流広場事業、ここに、ハード事業がございます。西山会館の横の教育施設を直したということで、ここに1,000万の金額が挙がってきておりますので、非常に多くの金額になります。ここの1,000万を引きますと、約200万ほどの金額になってきます。

それから、長谷につきましては、その緑が120万。それから、平福が82万円余り。それから、石井が150万。海内が150万。江川が160万というような金額で、これ、旧町で合わせますと、ここで2,000万というような金額になってしまうんですけれども、これの比較論は、ほかのとことやると、ちょっとややこしくなってきます。

それから、次のページ見ていただきますと、幕山で210万、上月で260万、久崎で210万、中安で110万、徳久で120万、三河で180万、三日月で130万という数字が挙がってきます。

で、これが全ての事業費でございます。ですから、この中には、地域づくり協議会、町

の事業と、県民交流広場事業の事業が全て入っておるという感じで見ただけならと思います。

そして、今さっき、佐用のとこで説明しましたように、緑色の欄の左側、二つの欄が、一つが県民交流広場事業、もう一つは、自主財源ということで、参加費を取ったり、そういう事業の時に取っておるお金とか施設の使用料とか、そういうのを、自分たちの財源として使っておる場合には、そこに挙がっております。

その中で、特に、目立って多いのが、久崎。これが 75 万 7,000 円と大きな金額になっております。これは、たまたま、施設の中で、テレビが、盗難に遭いまして、その保険に入っておりましたので、その保険を補てんして、ここに入れておりますので、自主財源が多くなっております。それを見ただけならと思います。

それから次に、肌色の数字というんですか、茶色に、黄色じゃない、少し肌色の数字の助成金の合計額。これは、運営費と活動助成金の合計でございます。ですから、そこを見ただけだと、佐用は運営助成金が 40 万 2,000 円。それから、活動助成金が 72 万 8,000 円ということで、これは、今言いましたように、緑の事業トータルから県民交流広場事業を引いた額が、ここに挙がってきておると見ただけならと思います。

そういうふうにして、理解していただくと、あまりこう、大きな差はないと思います。

が、あくまで、これは、地域で計画された事業でございますので、町が、これが駄目じゃとか、これを、こうしなさいとか、そういう指示を出したことはございません。一緒になって、こういう事業をやったらどうですかとか、そういう協議はいたしております。何もこう、丸投げで、地域にお任せしておるわけではございません。特に、担当者もつけておりますので、そこで担当と、十分協議しながら、それから、先ほど、答弁の中にもありましたように、センター長会や、担当者会もやって、その中で情報交換しながら、この地域は、いろんな地域がこういう事業をやられておるんじゃないということを、実施しておりますので、非常にこう、それぞれ理解の中で事業計画をされて、やられておりますので、大きな差はないように思います。

それから、県民交流広場事業につきましては、それぞれの地域づくり協議会によって、開始年度が違います。ちなみに、それも報告させていただきたいと思います。

佐用が 23 年度、長谷が 20 年度、平福が 21 年、石井が 20 年、海内が 20 年、江川が 20 年、幕山が 21 年、上月が 21 年、久崎も 21 年、中安・徳久・三河、これが 20 年、それから、三日月が 21 年度に始まっております。それにプラス 5 ですね。で、県民交流広場事業は終わります。終われば、どうなるかと言ったら、町が全部、後の助成金については、町が補助金を入れるという形になりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上で、説明を終わります。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

10 番（山本幹雄君） あんまり言わないでおこうかな思いましたけど、ちょっと今の説明を聞いて、あまりいい気分がしませなんだで、もう一度させてもらいます。

確かに、佐用町は、協議会が五つか六つあります。まあ、ここに出ますから、私も、これ、何とか資料を、今、いただいた資料を何回も見させてもらって、24 年度は別にして、23 年度のを、以前、別の所でいただいておりますので、予算書をいただいておりますので、それもしっかり見て、それと、24 年度の事業も、しっかりこういう形で、チェック入れさせてもらって、全部見させてもらって、その上で質問させてもらったつもりです。

そうして、もう1回言いますけども、あのね、これ言いますと、海内地区、世帯数何ぼか知ってますか。ねっ。江川地区、世帯数知ってますか。

あのね、海内 80、江川 422、石井 245。三日月言いますわ、1,094。ここと同じ1協議会で考えるんかいうことなんですよ。大きくなれば大きくなるで、当然、費用が要るでしょうと。そうでしょう。何するにしても。だから、協議会の数が違う。そんなことじゃないんだ。そんなことであつたら、おかしいだろう。

80のとこと、1,000何ぼのとこと、1,094のとこと、80のとこだつたら、1,014も三日月のほうが多いんだぜ。そんなとこと、1協議会が一つに考えるんか。考えられるわけがないだろう。

佐用地区には、ようさん協議会がありますから、それを一緒に考えたら、金額考えたら、1個1個考えたら一緒です。それは、一緒かもわからん。

でも、そういう問題では、僕はないだろうと思うんです。だから、さっきから言っているように、世帯数と均等割。全部均等割にせいとは言わない。均等割もあつて世帯数も加味した形の中で、協議会ずつを考えてくれいと。そうなれば、何ぼなんでも、14倍の差。

先ほど、もういっぺん言うたようにね、園児の差言いましたね。園児や小学生の単位で見れば、3倍ほどの差しかない。ねっ。

小学生、もういっぺん言いますよ。佐用 362、三日月 149。3倍ないんですよ。3倍ないんですよ。小学生の数だけだつたら。ねっ。そういうふうにと考えると、片一方は、大きな人数がおる。片一方は、ちょっとしかおらん。これは、一つの協議会とと考えてやっているのかということ、僕は言いたいんであつて、ねっ、別に、その、何が何でも一つにせいとか言うわけじゃなし、極端に差つけいというわけでもないけども、だけど、そこらへんを、もうちょっと私は、丁寧に考えてもらいたいなというふうに思います。

そのために、そこから出て来ておるやつやから、私らは、何も言いません言いますけど、私は、現にいろいろ、地域づくり協議会に出て、これしましょうや。あれしましょうや。今度の祭するんに、ちょっとお金なんとかしてくれいや言うたら、お金ありません。何とか、せいやこれぐらい言うて、1万や2万何とかなるだろうが言うて。予算がないんです。何を言いよんという話や。

何を言いよんというのは、うちの担当に言いよん違うで。うちの担当は、担当で、一生懸命頑張ってくれておるんだけど、それは、よう分かる。

だけど、答弁とは違うということや。ねっ。そうだろう。

いかにも検討して、何かあつたら、出すような言い方やけど、実は、今まで、そうではなかったということを、何回も話させてもらったし、さっき、もう1回言うけども、ねっ、大きなとこと、小さいとこを1協議会同じに考えるのは、私は、ちょっと、あんまりにはよくないと思います。そこらへんを、まあ、ごり押すつもりはないけども、ただ、今後、そこらへんも、来年、もう直ぐ、予算、あれするだろうから、考えた上でやって欲しいなと思うんで、あんまり言うて、またね、ちょっとこう、しつこくなつてまうんで、言いますけども、そこらへんだけ、来年ちょっと、考えてしてもらいたいなと思います。

で、これ以上、言うんやめます。私、人間できてますからね。

ということで、じゃあ、次行かせてもらいます。次、行かせてもらいます言うたんですけども、今言いよつた、ちょっと、文書、用意してなかったもので、もう1個といたしまして、コミュニティバスの件です。コミュニティバスについて、ちょっと、質問させていただきます。

今、船越のほうからコミュニティバスが走っております。朝、子ども、高校生等がね、船越、三河方面から佐用高校等へ登校しています。時間的にも2時間ぐらいかかりながら利用しておりますけども、こういうバスで行った時に、自転車で行ったら2時間ぐら掛

かったりするのを、バスで利用されている生徒もおると聞きます。しかし、登校時には利用できますけど、下校時には利用できないような今現在の運行形態になっております。で、高校生がクラブ活動をして、帰りにも利用できるような運行形態というのを考えていただけないかというのを、ちょっとお伺いしたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。はい、町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、次の、コミュニティバスについてのご質問にお答えをさせていただきますと思います。

コミュニティバス佐用船越線は、播磨徳久駅でJR姫新線と接続をしております。三河地域と佐用地域を結ぶだけでなく、JR姫新線を介し、町外へも結ぶバスとして、年間延べ約5,000人の方にご利用をいただいております。

この路線のコミュニティバスに関しましては、利用者が多くて、昨年に、10人乗りワゴン車では積み残しが予測される状況が出て来たために、本年7月から14人乗りのワゴン車に車両を更新し、沿線住民の皆さんの利便の向上を図ったところでございます。

この路線のダイヤ改正は、JR姫新線のダイヤ改正に伴って、本年3月に改正したばかりですが、7月の地域公共交通会議において、佐用高校からも、今、議員がご指摘と同じようなご意見をいただいておりますほか、ダイヤに関しまして、利用者から最終便の時間を、もっと早めて欲しいという正反対の意見も頂戴をいたしております。

議員がお話のように、ダイヤを即座に変更することは、他の利用者の皆様の利便にもかかわりますので、高校生だけの利用状況によって、直ぐに変えることは難しいことではあります。委託事業者などからのヒアリング、また、利用状況の検証などを経て、次期ダイヤ改正である来年3月を目処に、このダイヤの検討を、今、進めて参りたいというふうに考えているところでございます。

以上、簡単でございますが、この質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

10番（山本幹雄君） すいません。コミバスの、利用いうのを、こっち、朝来てくれる時はいいんだけど、帰りがけ、非常に高校生の子が、ある親と話しておったんですけども、20キロぐらい自転車に来るんやと。だけど、帰り、クラブしたらないんやと。あれが、帰りもバスが乗れたら、子どもが安心してクラブもできるし、三河地区と、こっち来るんに、今だったら、どうしても距離感があるけども、そういったもんがなくなって、安心して、あそこの生徒もこっちへ、佐用高校へ来やすくなるから、帰りの時間にも、何とか運行できるようにしてもらえないだろうかというような話を、ちょっと聞いて、ああ、そうだなと。

確かに、僕の、別の子ですよ。別の子の知っとう子が、朝、自転車に来て、ああ、凄いなと思ったり、しょうわけですけども、朝、来るのは、確かにいいんだろうけど、クラブ終わってから、三河まで自転車をとばして帰るのは大変だろうな。これは、三河だけじゃないんですよ。前、上月のほうも言いましたけど、そういうこともあるんですけども、で、ちょっとこう、帰りの運行なんかも、せつかく今、コミバスが、あそこだけ走っているん

だったら、そういう、全体的に、子どもらが帰るような時間帯の運行いうのも、どうなのかなということ、ちょっとさせてもらったんだけど、もういっぺん、答弁お願いします。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） ちょっと、質問の意味が、少し、私も十分に把握できませんけれども、まあ、コミバス、これはまあ、三河線がなくなったことによってですね、地域の、今、交通状態見て、特にまあ、今、お話しの高校生が、これまでも遠くて、通うのに、今、大変苦労しているということで、こういうコミバスを走らせようということにしたわけです。

ですから、高校生だけではなくて、地域の皆さんの利便とか、いろんなことを考えると、なかなか全ての方にね、十分、うまく利用していただけるように、ダイヤを組めないというのが実態なんですけれども、高校生が今、朝、多分、乗って来て、遅い場合には、帰りは、車、送り迎えで、誰かが、車で、家族の方が迎えに行っておられるというのが実態ではないかとは思いますが。

先ほど、お話しさせていただきましたように、姫新線のダイヤとの連携もあるんですけども、今、高校からもね、そういうことができないのかということでの話もいただいておりますのでね、その実態、高校のカリキュラム等も見て、できるだけ、利用しやすいように、今後も考えていきたいということにつきましては、先ほど、答弁させていただきましたとおりでございます。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

10 番（山本幹雄君） まあ、その点、一つ、ちょっとでも便利になるような形で、ちょっと考えてみてください。

そしたら、最後に、姫新線の増便について。

姫新線の増便については、昨年まで佐用町は力が入っていたように思いますけども、しかし、今年は、どうであろう。確かに、予算的措置はされていると思いますけども、一般的に、もう過去の話になっているように思います。

以前、高校生が列車に乗れないことがあったと聞きます。増結という話もありますけれども、佐用町としては、増結ではなく、増便ということで、考えてもらうというふうなことで、ちょっと半端になってますけど、答弁、お願いいたします。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、最後のご質問であります姫新線の問題について、答弁させていただきます。

今、ご質問の中でですね、姫新線の増便や、また、乗客の増やす活動、何かまあ、過去

のことになったのではないかというようなお話ですけども、決して、本当に、この問題はですね、これからが、私達、大事なことで、これを継続してですね、姫新線、乗客の増を図っていかないとですね、また、せつかくの、こうした、これまでの努力というものが、効果が、また、元に戻ってしまうという可能性もあるわけで、現在も、姫新線の乗客の増に向けてのですね、取り組み、これは引き続いて、努力をいたしているところでございます。

姫新線の、まず増便につきましては、輸送改善事業の完了に伴って、年間乗車数 300 万人を目標として、平成 22 年 3 月から平成 24 年 3 月までの 2 年間限定での、試験的な増便運行を行ったわけであります。

特に昨年度は、増便試行の最終年として、3 月のダイヤ改正を控えて、これまで実施してきた姫新線沿線で行うイベント実施に加え、姫新線を利用した社会学習への切符の支給等を行い、利用者数増に向けた取り組みを行ったほか、兵庫県知事及び沿線自治体の首長による J R 西日本本社社長への要望や、町議会の皆様のご尽力により J R 西日本への要望も行っていただくなど、増便ダイヤと維持のための取り組みを実施をしております。

結果といたしまして、平成 23 年度の目標であった乗車数 280 万人には届きませんでしたけれども、ご存知の通り、昼間の利用者数が少ない時間帯について、減便が実施をされましたが、試行前のダイヤに比べると増便は確保できており、兵庫県ほか沿線自治体等で構成する姫新線利用促進・活性化同盟会では、これ以上の減便が実施をされないよう、これまで同様、平成 24 年度においても引き続き増便の取り組み、また、乗車数の増を目指した取り組みを行っております。

具体的には、姫新線を利用した社会学習への切符の支給事業について、団体利用人数の条件を 10 名から 5 名に緩和して実施をし、より利用しやすいように変更をしているほか、ひまわり祭りへの姫新線を利用した来場者への特典の実施や、10 月には栗ひろいハイキングの開催、または、沿線自治体を実施する利用促進イベントへの参加啓発等も行なっております。

また、佐用高校の試験期間中の車両増結や、姫新線のダイヤに合わせた授業時間割に変更していただく等、高校・J R が連携して柔軟に対応もしていただいております。

また、町といたしましても年に 2 回実施をしております乗降調査や現場確認等により、必要に応じて直接 J R に要望するなど、利便性の確保にも努めておるところであります。

今後も、兵庫県や沿線自治体等と協力・連携を図りながら、平成 25 年度利用者 300 万人を目標にですね、利用促進と利便性の向上に引き続き努めてまいりたいと考えております。議員の皆様をはじめ、町民の皆さん方にもですね、ぜひ、姫新線の利用をしていただきますように、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

この場での答弁とさせていただきます。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

10 番（山本幹雄君） まあ、姫新線も増便もね、ほんまに生徒が乗れなかったということで、ちょっと一時間問題になりましたけども、そういうことも含めて、今後、そういう増便等にね、町の方も頑張ってやっていただけたらということで、まあ、本日の質問を終わります。

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君の発言は終わりました。

これにて、通告による一般質問は終了しました。
これにて本日の日程を終了したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。これにて本日の日程は終了いたします。
お諮りします。議事の都合により、明9月26日から10月3日まで、本会議を休会したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。
次の本会議は10月4日木曜日、午前9時30分から再開いたしますので、ご承知くださいますようお願いいたします。
本日はこれにて散会いたします。どうもご苦労さんでありました。

午後04時20分 散会
